

狛江市環境基本計画

《狛江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）》

みんなで
豊かな環境を未来につなぐ
水と緑のまち 狛江

平成 25 年 3 月

狛 江 市

はじめに

狛江市では、平成 11 年 3 月に策定した環境基本計画を基に、環境保全に関する施策を進めてきました。しかし、策定当時と比べて環境を巡る社会情勢は大きく変化しており、特に、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、放射性物質の拡散による環境汚染や、電力不足についての問題が浮き彫りとなりました。また、平成 24 年に国が策定した第四次環境基本計画では、「地球温暖化に関する取組」や「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」を重点分野として挙げているほか、「放射性物質による環境汚染からの回復等」を章として取り上げています。狛江市においては、上位計画である狛江市後期基本計画との整合性を図り、こうした社会情勢及び新たに生じた課題などを踏まえ、対策を検討しています。

今回の改定にあたり、前計画の方向性を基本的に引き継ぐとともに、施策などを検証し、現状に合わせた見直しを行いました。

市民の皆さんが子どもたちを安心して育てられるように、面積がコンパクトな狛江市だからこそできる施策として、幹線道路や細い路地など、市内のほぼすべての道で走行サーベイによる空間放射線量の測定を追加しております。また、地球温暖化がさらに深刻化している状況を踏まえ、狛江市全域を対象とした地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を率先して策定し、狛江市独自の方針として温室効果ガスを減らす緩和策、温暖化の影響を回避、低減する適応策を盛り込み、地球温暖化対策や省エネルギーに関する施策をより強化しています。

また、今回計画で掲げている狛江市がめざす環境像「みんなで 豊かな環境を未来につなぐ 水と緑のまち 狛江」の実現に向けて、特に重要となる取組みを「重点環境プロジェクト」とし、市民、事業者、行政による協働のさらなる発展をめざすものとして新たに設定しております。環境基本計画の推進につきましては、市民、事業者、行政による連携が必要となりますので、市民の皆さんもご協力の程よろしくをお願いします。

最後に、環境基本計画の改定及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定にご尽力いただいた環境保全審議会委員及び環境基本計画改定検討委員会委員の皆さん、市民ワークショップ、パブリックコメント、市民アンケートなどにご協力いただいた皆さんに心よりお礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

狛江市長 高橋 都彦

目 次

第1部 狛江市環境基本計画

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画改定の背景	4
2. 計画の位置づけと性格	6
3. 計画の目的	7
4. 計画の対象範囲	7
5. 計画の対象地域	7
6. 計画の期間	8

第2章 狛江市がめざす環境像と基本目標

1. 狛江市の現状	11
2. 狛江市がめざす環境像	12
3. 環境像の実現に向けた基本目標及び取組みの方向性	13
4. 施策の体系	14

第3章 基本目標の達成のための環境施策

「施策目標」について	18
A. 緑 みんなが緑と遊べるまち	19
B. 水 豊かな水辺と水循環のまち	22
C. 生態系 生き物にもすみよいまち	26
D. ネットワーク 水と緑を歴史でつなぐまち	30
E. 低炭素・エネルギー 低炭素でエネルギー効率のよいまち	32
F. ごみ 資源循環を実践するまち	37
G. 公害 みんなが安心して暮らせるまち	40
H. まちなみ 人の暮らしと環境が調和するまち	43
I. パートナースhip みんなのおもいと行動でつなぐまち	45

第4章 重点環境プロジェクト

1. 重点環境プロジェクトの方針と体系	50
2. 5つの重点環境プロジェクト	51

第2部 狛江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景	64
2. 計画の位置づけと性格	67
3. 計画の目的	67
4. 計画の対象範囲	67
5. 対象となる温室効果ガス	68
6. 計画の期間	68

第2章 温室効果ガス排出量の現況推計

1. 排出量推計の手法	70
2. 排出量の現状	71

第3章 温室効果ガス排出に関する目標設定

1. 基準年度	74
2. 温室効果ガス排出量の将来推計	74
3. 温室効果ガス排出量の削減目標	75

第4章 具体的な地球温暖化対策・施策

1. 取組みの方向性と施策	78
2. 施策内容	79
3. 施策の実施による定量的効果	84

第3部 計画の推進

1. 環境保全実施計画の策定	90
2. 計画の推進・管理体制	91
3. 計画の進行管理	92

資料編

1. 計画改定、策定の体制と経過	94
2. 狛江市環境保全審議会委員名簿	96
3. 狛江市環境基本計画改定検討委員会委員名簿	96
4. 狛江市環境基本計画推進本部員名簿	97
5. 狛江市環境基本計画庁内委員会委員名簿	97
6. 市民ワークショップの実施概要	98
7. 市民説明会、パブリックコメントの実施概要	100
8. 環境基本計画改定などに係る調査の概要	100
9. 温室効果ガス排出量の将来推計方法	107

第1部
狛江市環境基本計画

第1章

計画の基本的な考え方

1. 計画改定の背景

狛江市では、豊かな自然環境の保全・創造や、市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上をめざして、平成9（1997）年3月に狛江市環境基本条例を制定しました。平成11（1999）年3月には狛江市環境基本計画（以下の本文中においては、今回改定した狛江市環境基本計画を「本計画」といい、平成11年に策定した狛江市環境基本計画を「前計画」という。両者の区別を必要としない場合には「環境基本計画」という。）を策定し、市民・事業者・行政が一体となって総合的に環境の保全・創造、環境負荷低減の取組みを推進してきました。

前計画の策定以後、環境を巡る社会情勢は大きく変化しています。特に、地球規模の問題に対しても緊迫度と深刻度が増したことにより、国内外で枠組みが見直されてきました。国においては、環境に関連する法律の改正や、中長期の温室効果ガスの削減目標を表明することで、地球温暖化対策の強化を図っています。また、生物多様性保全に関しても、平成22（2010）年に「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」が制定され、枠組みが整備されています。東京都においては、平成20（2008）年に、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」が改正されています。そのため、狛江市においても、地域の環境保全・創造の取組みだけでなく、地球環境への負荷低減も含め、国や東京都の政策と連動して円滑に取組みを進めていくため、環境基本計画の見直しの必要性が高まってきました。

また、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災とそれに起因する福島第一原子力発電所の事故は、首都圏においても放射性物質による環境汚染、電力不足などの問題を引き起こしました。そのため、災害への対応力があるまちづくり、省エネルギーや再生可能エネルギー導入の推進、大気中の放射性物質への対応など、安心・安全な市民生活の確保がより深く認識されるようになりました。これらの経験によって得られた認識は、今後の狛江市の環境保全・創造の取組みにおいても非常に重要な視点となります。

他方で、狛江市では少子高齢化が進んでおり、近い将来に人口が減少に転じると推計されているため、市民のライフスタイル、市内の事業活動、環境保全・創造の担い手の姿やあり方なども変化していくと推測されます。これまで狛江市では、たばこのポイ捨て防止や多摩川河川敷の環境保全など、環境に配慮したまちづくりを推進してきました。このような取組みを改めて市民・事業者・行政の協働のもとに展開し、狛江市全体の発展に寄与する環境まちづくりへの展開を志向していくことも重要となります。

以上のように、近年の状況や、国内外の社会状況の変化、市民意識の変化も踏まえ、環境保全・創造、環境負荷低減の取組みをより一層推進するため環境基本計画の改定を行うこととしました。

《改定のポイント》

- ① 狛江市第3次基本構想では、めざすべきまちの姿を「私たちがつくる水と緑のまち」とし、要素の一つに「参加と協働でつくる自治のまち」を掲げています。本計画においても、市民・事業者・行政が相互に連携し、パートナーシップ¹を形成していくことが重要であることから、パートナーシップ形成が進みやすいように施策化を図ることが重要となります。また、市民が主体となった活動を活性化させるため、町会・自治会などにおいて環境部会・環境委員会などの設置が進むよう環境活動を実施する団体への支援などの施策を位置づけていくことが重要となります。
- ② 平成 24（2012）年4月に国が策定した第四次環境基本計画では、重点分野に「地球温暖化²に関する取組」を挙げています。近年の法改正、低炭素社会づくりに向けた中長期目標設定及び計画策定、東京都における条例改正やカーボンマイナス東京 10 年プロジェクトなどの取組みの動向も踏まえ、狛江市においても、エネルギー施策と統合的に地球温暖化に関する取組みの施策化を図ることが重要となります。
- ③ 国の第四次環境基本計画においては、重点分野に「生物の多様性³の保全及び持続可能な利用に関する取組」を挙げており、自治体においても生物多様性地域戦略の策定が求められています。東京都では平成 24（2012）年5月に緑施策の新展開として「生物多様性の保全に向けた基本戦略」が策定されました。狛江市においてもこのような動向を踏まえ、狛江市緑の基本計画と連携して生物多様性の保全に関する施策を位置づけることが重要となります。
- ④ 東日本大震災後、エネルギーの供給システムの脆弱性が露呈し、国の新しい「エネルギー基本計画」の検討においては、「省エネルギー・節電対策の抜本的強化」「再生可能エネルギー⁴の開発・利用を最大限加速させること」などが基本的方向性として取り上げられています。また、平成 23 年度に国が策定した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の成立をはじめ、電力供給のあり方を巡って、今後とも多様な見直しが行われる可能性があります。狛江市においてもこのような動向を踏まえ、再生可能エネルギーに関する新たな施策を位置づけることが重要になります。

¹ 市民・事業者・行政などの各主体が、それぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとで、自立した主体として相互に協力・連携を行うこと。協働と同義

² 大気中の温室効果ガスの濃度上昇によって赤外線（熱線）の吸収が増えるために地表付近の温度が上昇する現象

³ 生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していること。また、すべての生物の間に繋がりがあること。

⁴ 資源が有限で枯渇性の石炭・石油などの化石燃料や原子力とは異なり、太陽光・太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、自然現象の中で更新されるエネルギー。ただし、環境に大きな影響を与えるダム式水力は区別される。

⑤東日本大震災を踏まえ、国の第四次環境基本計画においては「放射性物質による環境汚染からの回復等」を取り上げています。狛江市においても放射性物質による環境汚染に関連する施策を位置づけることが重要となります。

2. 計画の位置づけと性格

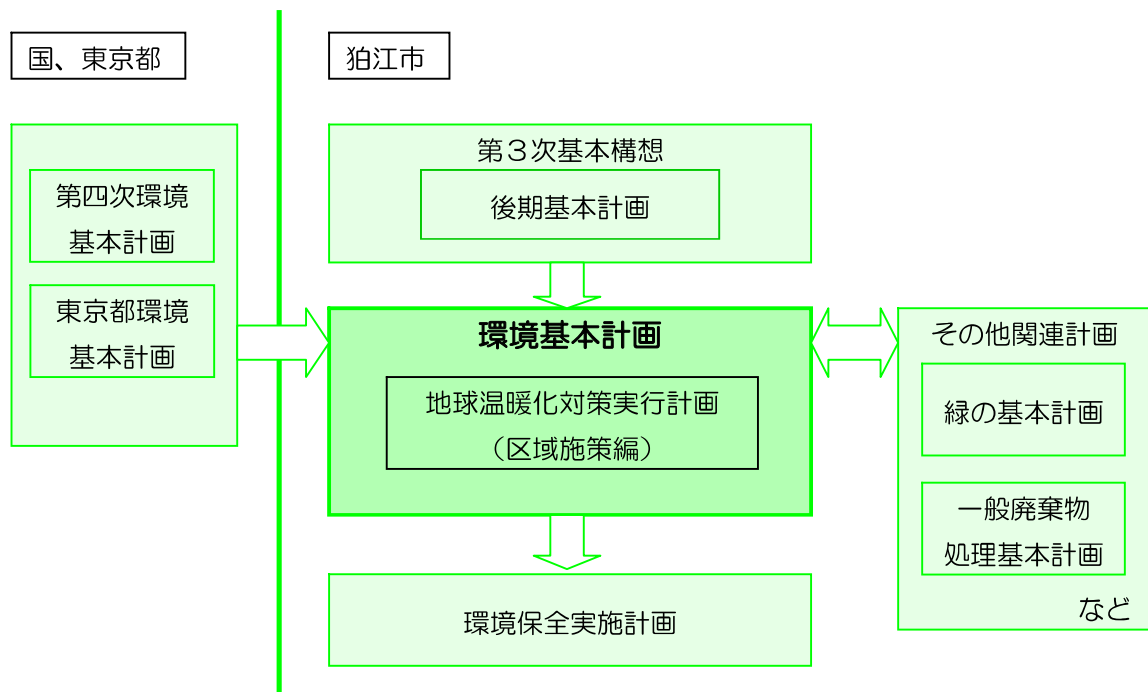
①狛江市の環境施策に関する基本計画

本計画は、狛江市環境基本条例第9条に基づき、平成 11（1999）年に策定した前計画を受け継ぐ計画です。狛江市第3次基本構想の施策を環境の側面から具体化するとともに、狛江市緑の基本計画、狛江市一般廃棄物処理基本計画などの関連計画と連携して環境施策の基本的な方向性を示します。また、狛江市地球温暖化対策実行計画の方向性を示します。

②行政計画、パートナーシップによる推進計画の両方の性格をもった計画

本計画は、行政計画であると同時に、狛江市環境基本条例で定めている環境の保全、回復及び創出について、市民・事業者・行政が一体となって、パートナーシップのもとに取組みを推進するための計画です。

【狛江市環境基本計画と関連計画】



※本書は、改定、策定年次及び計画期間、推進体制が重なる狛江市環境基本計画と狛江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を合冊にしています。

3. 計画の目的

本計画は、狛江市の課題を環境の視点から整理し、狛江市のめざす環境像、基本的な環境目標、基本的な施策を提示することによって、市民・事業者・行政が一体となり、市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に向けて、環境保全・創造、環境負荷低減の取り組みを総合的・計画的に推進することを目的とします。

4. 計画の対象範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

自然環境	緑	公園、緑地、農地、樹林地、街路樹、生垣など
	水	水辺、河川、地下水、雨水、上水道、中水道 ⁵ 、下水道など
	生態系	生き物、生息域など
	ネットワーク	歴史的文化遺産など
生活環境	低炭素・エネルギー	気候変動、地球温暖化、ヒートアイランド、温室効果ガスなど
	ごみ	廃棄物、資源など
	公害	大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌、地盤、有害化学物質、放射性物質、規制対象外の環境要素など
	まちなみ	土地、建築物、景観など
	パートナーシップ	環境教育、環境学習、活動、人材、ネットワーク、情報など

5. 計画の対象地域

本計画の対象地域は狛江市全域とします。ただし、流域連携による多摩川の管理や広域事務によるごみ処理など、広域的な連携が必要な活動については、周辺区市町村と協力することとします。

⁵ 下水を処理して再生水とし、循環利用するもの

6. 計画の期間

本計画の期間は、原則として平成 25（2013）年度から平成 31（2019）年度までの 7 年間とします。

社会経済状況や地域の環境状況の変化などにより必要が生じた場合には、見直しを行います。

【計画期間】

	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度
狛江市第 3 次基本構想								
基本計画								
狛江市環境基本計画								
狛江市地球温暖化対策 実行計画（区域施策編）								

第2章

狛江市がめざす環境像と基本目標



1. 狛江市の現状

狛江市第3次基本構想では「私たちがつくる水と緑のまち」を狛江市の将来都市像として掲げています。「水と緑のまち」として、狛江のシンボルでもある多摩川や野川などの河川、武蔵野の面影を残す樹林地・屋敷林、水路などの自然環境を大切に守り、それらを暮らしの中に活かしながら、自然環境と快適な都市環境との両立を図ることをめざしています。

良好な自然環境に加え、鉄道やバスなどの交通機関の発達により都心とのアクセスの利便性も高かったことから、高度成長期までに急速に宅地化が進み、市内は戸建て住宅を中心とした土地利用となっています。最近は特に集合住宅の増加が顕著となっています。その一方で、自然系の土地利用は減少し、この10年間で樹林が約1割、樹木が約2割、農地が約4割減少しました。湧水は消滅し、水路も暗渠⁶化しています。このような中でも、多摩川や野川、狛江弁財天池特別緑地保全地区など、生物の重要な生息域となる豊かな自然環境は大切に残されています。また、この10年間で公園面積は約7%増加しました。市内の移動手段に関しては、コミュニティバス⁷の運行によって公共交通網が整備されていますが、狭い道路も多く、生活道路の整備も望まれています。市内の 대기・水質はともにおおむね環境基準⁸を満たしており、住環境の健全さが保持されています。

狛江市の人口は近年ほぼ横ばいで推移しており、平成25（2013）年頃をピークに緩やかな減少に向かうと推計されています。また、狛江市の産業は第3次産業で多くの部分を占めており、市内の事業所数・従事者数ともに近年はほぼ横ばいの推移ですが、長期的には減少傾向にあると推測されます。市民・事業者の活動に伴う環境負荷⁹に関しては、公共施設における太陽光発電などの再生可能エネルギー活用の推進などは図られているものの、ここ数年間の電力や都市ガスなどエネルギー使用によるCO₂¹⁰排出量は横ばいの推移となっています。一方、資源循環¹¹に関して、リサイクル率¹²はほぼ横ばいの推移ですが、市民一人当たりのごみ排出量、最終処分¹³量は減少傾向にあります。

市民・事業者ともに、行政と協力して環境づくりに取り組むことを望ましいイメージとしており、多様な主体によるまちづくり活動やボランティア活動が行われています。市民による取り組みについては、市民一人ひとりによる日常的な私的保全の取り組みから、集团的・組織的な取り組みまで多層的に展開されています。

⁶ おおいをした水路。灌漑・排水などのために地下に設けた溝

⁷ 地域に密着したバス。狭い道路も走れる小型車体や乗降が容易なステップを採用するなど、誰もが利用しやすい工夫をしている。狛江市では『こまバス』の愛称で2台のバスが市内を循環している。

⁸ 環境基本法に基づき政府が設定する、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準のこと。大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染について環境基準が定められている。

⁹ 人の活動により環境に与えられる影響であり、環境保全上の支障の原因となる恐れのあるもの。自然の持つ自己浄化能力や自己復元力を弱めるもの

¹⁰ 二酸化炭素。化石燃料など炭素化合物の燃焼により生成する気体で、赤外線を吸収する温室効果ガスの一つ。

¹¹ 有限な資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していくこと。

¹² 市内で排出されたごみの総量に対し、リサイクルされたごみ（資源物）の割合。再資源化率と同義

¹³ ごみの焼却灰を埋め立てなどにより最終処分場で処分すること。

2. 狛江市がめざす環境像

狛江市は、多摩川や野川をはじめとする水辺や緑、また遺跡など環境資源に恵まれたまちです。狛江市の水と緑は市民にも広く受け入れられた象徴的資源となっています。しかし、それらの環境も都市化の進展や、私たちの日常活動に起因する環境負荷によって次第に変容しつつあります。豊かな環境がもたらすさまざまな恵みは今を生きる私たちにとってかけがえのないものであると同時に、将来の世代にとってもなくてはならないものです。将来の世代が恵みを楽しむことができるよう、豊かな環境を維持し、継承していくことは私たちの責務でもあります。

近年、地球温暖化、生物多様性の保全など、地球規模の環境問題は、地域の環境にも影響を及ぼしつつあります。私たちの日常の行動や事業活動が地球規模の環境に影響を及ぼすとともに、その影響は自分たちにもかえってくるようになりました。将来の世代にはより大きな影響が及ぶことになります。地域の環境保全と地球環境保全とはつながっているという認識のもとに、私たち自身のライフスタイルを見直すことが重要です。

狛江市の環境に関わりのある市民・事業者・行政などすべての主体が、各々の責務を認識するとともに、ともに手を取り合い、人や環境資源を時間的、空間的につなぎながら、多様性を確保しつつ、将来の世代へと受け継いでいくことを理念とし、狛江市がめざす環境像を次のとおり掲げます。

《狛江市がめざす環境像》

みんなで
豊かな環境を未来につなぐ
水と緑のまち 狛江

3. 環境像の実現に向けた基本目標及び取組みの方向性

本計画の基本目標は、基本的に前計画で掲げた目標像を受け継ぎ、新たに9つの基本目標として掲げています。また、取組みの方向性では、近年の動向及び狛江市第3次基本構想の考え方を組み入れ、「パートナーシップ」をはじめ「生態系」「低炭素・エネルギー」「公害」に新たな方向性を追加し、取組みを進めます。前計画での「エネルギー」に関しては、地球温暖化への影響も鑑みて「低炭素・エネルギー」としています。また、各基本目標を横断した、狛江市のめざすべき環境像の実現に向けて特に重要となる取組みを重点環境プロジェクトとして位置づけています。

☆：今回新たに設定した取組みの方向性

【環境像】

【9つの基本目標】

【取組みの方向性】

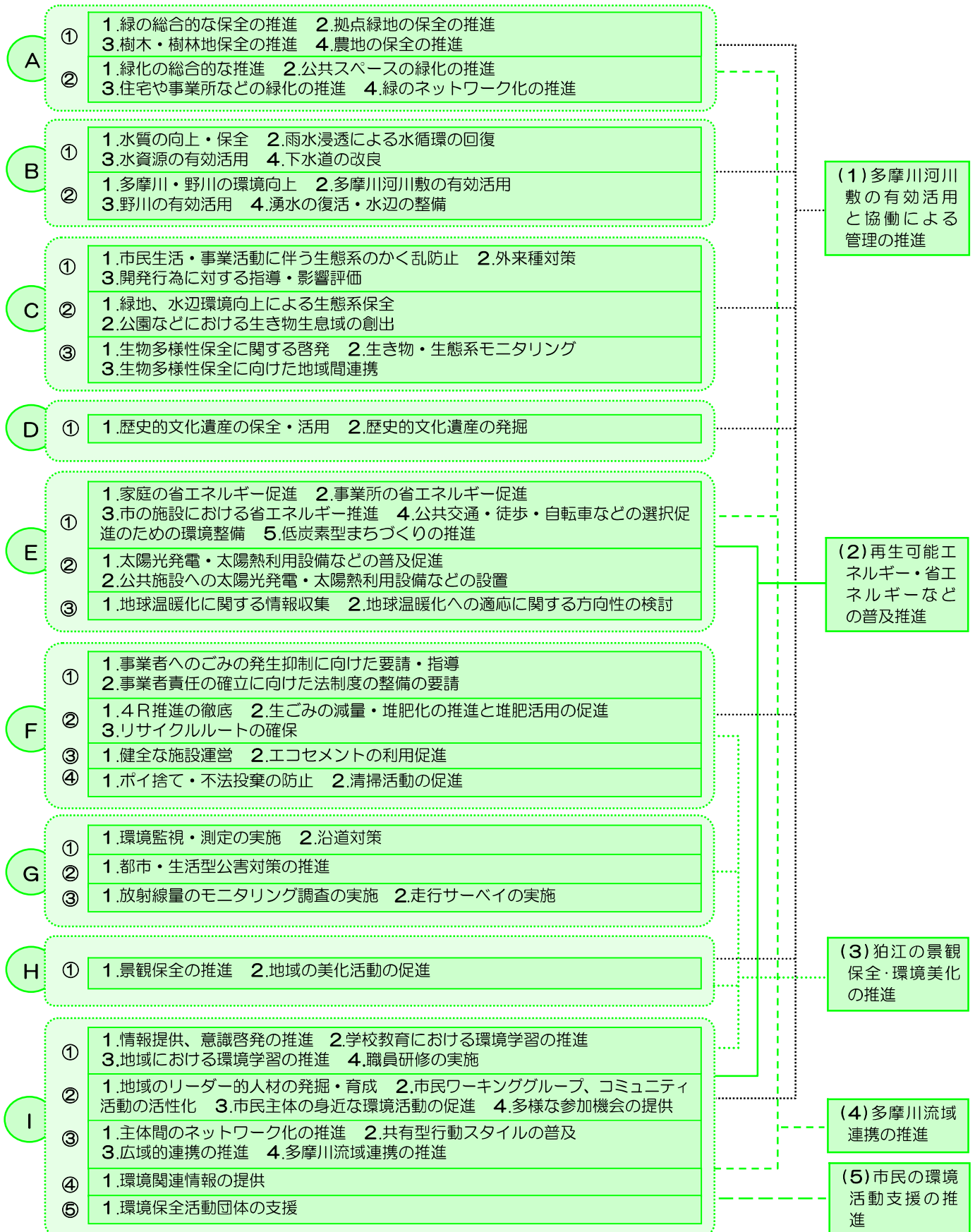
みんなで豊かな環境を未来につなぐ水と緑のまち 狛江	自然環境	A 緑 みんなが緑と遊べるまち	①今ある緑を守る ②緑をつくり育てる	重点環境プロジェクト
		B 水 豊かな水辺と水循環のまち	①健全な水循環を回復する ②自然で親しみやすい水辺をつくる	
		C 生態系 生き物にもすみよいまち	①生き物に配慮する ②生息域を保全・回復・創造する ☆③生物多様性を守り・育てる	
		D ネットワーク 水と緑を歴史でつなぐまち	①環境資源をネットワークによって保全する	
	生活環境	E 低炭素・エネルギー 低炭素でエネルギー効率のよいまち	①エネルギー効率のよいまちをめざす ☆②再生可能エネルギーの利用を促進する ☆③地球温暖化への適応を検討する	
		F ごみ 資源循環を実践するまち	①ごみになるものはつくらない・売らない・買わない ②4Rを進める ③適正な処理・処分を行う ④ごみのない、美しいまちをつくる	
		G 公害 みんなが安心して暮らせるまち	①典型7公害を未然に防止する ②その他の公害を防止する ☆③放射線量のモニタリング調査を実施する	
		H まちなみ 人の暮らしと環境が調和するまち	①環境に配慮したまちなみ整備を促進する	
		I パートナーシップ みんなのおもいと行動でつなぐまち	①知らせる・気づく・わかる ②環境保全に取り組む人をつくる ③ネットワークを形成する ④共通的な取組みを進める ☆⑤環境活動を実施する団体などを支援する	

4. 施策の体系

【環境像】		【基本目標】	【取組みの方向性】
みんなで豊かな環境を未来につなぐ水と緑のまち 狛江	自然環境	A 緑 みんなが緑と遊べるまち	①今ある緑を守る ②緑をつくり育てる
		B 水 豊かな水辺と水循環のまち	①健全な水循環を回復する ②自然で親しみやすい水辺をつくる
		C 生態系 生き物にもすみよいまち	①生き物に配慮する ②生息域を保全・回復・創造する ③生物多様性を守り・育てる
		D ネットワーク 水と緑を歴史でつなぐまち	①環境資源をネットワークによって保全する
	生活環境	E 低炭素・エネルギー 低炭素でエネルギー効率のよいまち	①エネルギー効率のよいまちをめざす ②再生可能エネルギーの利用を促進する ③地球温暖化への適応を検討する
		F ごみ 資源循環を実践するまち	①ごみになるものはつくらない・売らない・買わない ②4Rを進める ③適正な処理・処分を行う ④ごみのない、美しいまちをつくる
		G 公害 みんなが安心して暮らせるまち	①典型7公害を未然に防止する ②その他の公害を防止する ③放射線量のモニタリング調査を実施する
		H まちなみ 人の暮らしと環境が調和するまち	①環境に配慮したまちなみ整備を促進する
		I パートナースhip みんなのおもいと行動でつなぐまち	①知らせる・気づく・わかる ②環境保全に取り組む人をつくる ③ネットワークを形成する ④共通的な取組みを進める ⑤環境活動を実施する団体などを支援する

【施 策】

【重点環境プロジェクト】



第3章

基本目標の達成のための環境施策

「施策目標」について

《施策目標》

「A. 緑 みんなが緑と遊べるまち」をはじめとする9つの基本目標について、計画目標年次に達成すべき状況を「施策目標」として数値で示しました。各基本目標につき2種類の施策目標を設定しています。1つは、各基本目標がめざす地域像を象徴的に表すものです（a）。もう1つは、市民による評価や市民の取組み状況を表すものです。定量的に把握できる指標ではありませんが、環境に関するひとつの目安として設定しています。（b）。

【設定にあたっての考え方】

aの目標設定：既存の計画において同様の目標値が設定されているものは、その計画との整合を図るとともに、社会の状況及び本計画の計画期間に留意して設定します。

bの目標設定：環境に関する市民の評価や取組み状況など、市民の意識調査により設定した指標については、目標値の設定方法を以下の表のとおりとします。

現状の達成率	25%未満	25～60%未満	60～80%未満	80%以上
目標値	30%	現状の達成率 ×1.2	現状の達成率 ×1.1	現状の達成率 ×1.0

※なお、指標によってはこの数値に限らないものもあります。

【施策目標の例】

D. ネットワーク 水と緑を歴史でつなぐまち

指標	現状(年度)	目標(年度)
a 文化財案内板数	10箇所 (平成23年度)	20箇所 (平成31年度)
b 歴史文化遺産、社寺仏閣など、歴史・文化的な環境に恵まれていると思う市民の割合	17.1% (平成23年度)	30% (平成31年度)

⇒平成23（2011）年7月に実施した市民アンケートで「歴史文化遺産、社寺仏閣など、歴史・文化的な環境に恵まれていると思う市民の割合」が17.1%となりました。そのため、上記【設定にあたっての考え方】のbの目標設定により、この割合を7年後に30%とすることを目標としています。

《進捗管理指標》

本計画では、目標の達成に向けて、施策の進捗状況を確認していくための進捗管理指標を設定します。進捗状況は「狛江のかんきょう」で公表します。

A. 緑 みんなが緑と遊べるまち

《みんなが緑と遊べるまちの将来像》

- ・樹林地、生垣や河川など、狛江らしい緑が増え、緑とふれあえる場が身近にあるまち
- ・緑をとおしてコミュニティが生まれ、農地が幅広く活用されているまち

《現況》

狛江市には、市の南北を縁取る多摩川・野川の緑に加え、樹林地や古墳、農地、公園などの緑が点在しており、緑の拠点を形成しています。このほか、住宅や事業所、公共施設などの植栽や道路の街路樹など身近なところにも多彩な緑が存在しています。都市における緑は生活に潤いや安らぎをもたらす、快適な市民生活を営む上で欠かせないものです。近年は都市防災や、地球温暖化、ヒートアイランド¹⁴を抑制する効果も注目されています。

狛江市ではこれまで、拠点となる緑地、樹林地、農地など市内に残るまとまりのある緑の保全に努めるとともに、公共施設の緑化、民有地の緑化促進、市民農園の充実などにより、緑をつくり育てる取組みを推進してきました。

しかし、近年は開発行為や都市化の進展に伴って狛江市の緑は減少傾向にあり、緑の孤立化も指摘されています。平成 22（2010）年の狛江市の緑地面積は約 1,521,700 ㎡となっており、前計画策定前の平成 9（1997）年に比べて約 103,200 ㎡減少しています。一人当たりの面積としては約 2.61 ㎡減少しています。また、緑被面積は平成 22（2010）年時点で約 1,664,800 ㎡、緑被率¹⁵は 26.05%となっており、平成 9（1997）年に比べて面積で約 44,600 ㎡、比率で 0.70%減少しています。この変化の内訳をみると、緑が一様に減少しているわけではなく、樹木被覆地が約 619,800 ㎡から約 900,800 ㎡に増える一方、草地が約 461,800 ㎡から約 378,100 ㎡へ、農地が約 627,800 ㎡から約 385,900 ㎡へと減少しています。特に農地率・草地率の高かった駒井町、草地率の高かった元和泉などで緑被率が大きく減少しています。また、狛江市の緑の多様性を形成する生垣や樹木なども減少傾向にあります。

¹⁴ 都市の気温が郊外よりも高く、等温線が島状になる現象。緑被が少なく加熱の抑制が効きにくいこと、人工構造物に太陽熱が蓄熱されること、人工排熱が多く大気汚染があることが要因とされる。高温により自然環境が影響を受け、住民の生活や健康にも影響を及ぼすことから、近年問題視されている。

¹⁵ 樹林地、植樹地、草地、農地などの植物の緑で被覆された土地の、一定区域（市域など）に占める面積の割合

【狛江市の緑被の変化】

項目	平成9年		平成22年		変化	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
樹木被覆地	61.98	9.70	90.08	14.10	28.10	4.40
草地	46.18	7.23	37.81	5.92	-8.37	-1.31
農地	62.78	9.82	38.59	6.04	-24.19	-3.79
市全域	170.94	26.75	166.48	26.05	-4.46	-0.70

出典：狛江市緑の現況調査報告書（平成23年3月）

《課題》

緑が減少しつつある狛江市においては、多摩川、野川、狛江弁財天池特別緑地保全地区などのまとまった緑は市民にとっての貴重な共有財産であり、市民全体で保全を推進し、その魅力をまちづくりに活かしていくことが求められます。市内に点在する農地や保存樹林、屋敷林、古墳の樹林などもこれらの緑の拠点と狛江市のまちの調和を図るうえで重要な緑となっています。また保全する農地として法的に担保されている生産緑地は、農地の保全、環境保全、防災機能などの多くの役割を有するとともに、市内の緑地の大半を占める貴重な緑となっています。しかし、営農者の高齢化、後継者不足などから、生産緑地などの農地を保全することは困難な状況となってきています。生垣や樹木も多彩な緑の景観形成や夏季のクールスポット¹⁶として重要な役割を担っていますが、開発行為、相続によって生じる転用や伐採から守る方策を検討し、今ある多様な緑を保全することが必要です。

緑の減少は、雨水浸透率¹⁷の低下、生き物の生息域の喪失、ヒートアイランドの増幅などにもつながっていきます。多摩川や野川、狛江弁財天池特別緑地保全地区などの緑の拠点をつなぐネットワークを考慮しながら、地域のニーズにあった公園・緑地、樹木の整備が必要です。また、緑の量を維持することを基本としつつ、これらの質を維持し、高めていく配慮も必要です。低層住宅街を中心とする狛江市のコンパクトなまちを活かしながら、家庭や事業所などで市民が気軽に取り組むことのできる生垣の設置、庭やベランダでの植栽など、敷地内での緑を増やすことも重要です。

以上について、狛江市緑の基本計画などとの連携を図りながら施策を進めていく必要があります。

¹⁶ 身近で涼しく（クール）過ごせる空間・場所（スポット）

¹⁷ 降水量に対する雨水の地下浸透の割合

《取組みの方向性と施策》

①今ある緑を守る

1. 緑の総合的な保全の推進

- ・緑の保全を総合的に推進する制度やしくみを整備・改善します。

2. 拠点緑地の保全の推進

- ・拠点となる公共緑地の保全を推進します。

3. 樹木・樹林地保全の推進

- ・樹木や樹林地などの保全を推進します。

4. 農地の保全の推進

- ・農業を守り、農地の保全・活用を推進します。

②緑をつくり育てる

1. 緑化の総合的な推進

- ・緑化を総合的に推進する制度やしくみを整備・改善します。

2. 公共スペースの緑化の推進

- ・公共施設・公共空間の緑化を推進します。

3. 住宅や事業所などの緑化の推進

- ・市民や事業者による身近で多彩な緑化の取組みを促進します。

4. 緑のネットワーク化の推進

- ・公共空間、民有地、道路に緑を増やし、点在する緑のネットワーク化を図ります。

《施策目標》

指標	現状(年度)	目標(年度)
a 緑被率	26.05% (平成 22 年度)	29%※ (平成 44 年度)
b 樹木や農地など緑が豊富であると思う市民の割合	59.4% (平成 23 年度)	71% (平成 31 年度)

※狛江市緑の基本計画に合わせ、緑被率については平成 44（2032）年度時点での計画目標とします。

《進捗管理指標》

- ①樹木数、樹林面積、生垣延長
- ②生産緑地面積、耕地面積

B. 水 豊かな水辺と水循環のまち

《豊かな水辺と水循環のまちの将来像》

- 雨水浸透施設¹⁸や節水行動などの普及を通じて健全な水循環¹⁹を取り戻したまち
- かつて市内の各所にあった湧水や水路が復活し、多摩川、野川などをはじめ、身近なところで水辺の潤いを感じられるまち

《現況》

多摩川と野川は狛江市の環境資源として市民に広く親しまれています。多摩川は、生き物の生息域として重要な水辺空間であるとともに、その河川敷はスポーツやレクリエーションなどの活動の場、災害時の避難場所としても活用される開放的な空間となっています。野川沿いは散歩道などとして貴重な水辺空間となっています。

狛江市内にはこのほか、狛江弁財天池特別緑地保全地区をはじめ旧河川跡地のせせらぎや神社仏閣の池なども見られます。

狛江市ではこれまで、国や東京都、多摩川・野川流域自治体や市民団体と連携した河川環境の向上、活用を進めてきました。また、雨水浸透施設の設置や河川への排水改善などを図り、健全な水循環の回復に取り組んできました。このような取り組みを通じて、雨水浸透施設は着実に普及しており、岩戸川せせらぎへの雨水利用なども進められています。

しかし、今日では都市化の進展に伴い、かつて豊富にあった湧水は消滅し、水路も暗渠化しています。また、雨水が浸透しない区域（不浸透エリア）の拡大による野川流量の減少や湧水の枯渇、不浸透エリアの拡大に加えて、地球温暖化やヒートアイランドに起因する近年の都市型集中豪雨による浸水被害の発生、合流式下水道²⁰による未処理下水の雨天時の河川への放流といった、水循環の健全性が喪失している状況が見受けられます。

今後、地球温暖化の影響によって生じうる水温上昇、水質の変化、土砂流出の増加などによる汚濁負荷の増加などが、水環境の保全にとって懸念されます。

¹⁸ 雨水を土中にしみこませて、流出量を減少させる施設。雨水浸透ます、地下浸透井、透水性舗装などがある。地下水を涵養することにより、水害の軽減、地球温暖化の防止、雨水の有効活用などが期待される。

¹⁹ 地球上の地圏・水圏・大気圏の間で絶え間なく続く水の動きのこと。降水、蒸発、大気中の水蒸気移流、海流、地表及び地下水流出などにより構成される。

²⁰ 家庭などからの排水と雨水を同一の管きよで集める方式の下水道。汚水と雨水を別々の管きよで集める方式は分流式下水道という。

【雨水浸透施設の設置状況】

		平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
雨水浸透ます 助成対象数 (一般申請累計)		687 基	722 基	774 基	792 基	805 基
開発行為 等に伴う 設置	雨水浸透ます (累計)	2,538 基	2,721 基	3,006 基	3,170 基	3,547 基
	浸透トレンチ (累計)	7,485 m ²	7,983 m ²	8,515 m ²	9,082 m ²	9,963 m ²
	道路舗装 (累計)	22,939 m ²	24,198 m ²	25,873 m ²	27,509 m ²	28,293 m ²

狛江のかんきょう（平成 23 年度実績）をもとに作成

【せせらぎの整備状況】

名称	面積	備考
西野川せせらぎ	782.00 m ²	平成 2 年 4 月開設
西河原自然公園せせらぎ	102.45 m ²	平成 3 年 4 月開設
岩戸川せせらぎ	1,050.00 m ²	平成 4 年 6 月開設

出典：狛江のかんきょう（平成 23 年度実績）

《課題》

多摩川については、今後も流域連携のもとに多摩川統一清掃などの市民活動を通じて、水辺環境の向上に取り組んでいくことが求められています。また、水辺の楽校²¹などの体験学習や多摩川河川敷の利用に関するルールの周知徹底などを継続して行うことで、狛江市の環境の魅力向上に向けて、河川環境の保全と地域資源としての河川敷有効活用を両立的に推進していきます。

また、健全な水循環の回復に向けて、雨水浸透ます²²や雨水貯留タンク²³などの設置を継続的に進め、地下水の涵養や雨水の再利用による水資源の保全・活用を図っていく必要があります。

地球温暖化は水循環、水質、水辺環境などに影響を及ぼすことが見込まれているため、近年の気象の変化や地球温暖化の影響なども勘案したうえで、関係団体、市民などとの連携のもとに、水質、水辺環境、水循環、気象現象などのモニタリングの推進について検討することが重要となります。

²¹ 国土交通省が平成 8（1996）年より支援しているプロジェクトで、地元自治体やボランティアが河川などを整備・管理し、その水辺を身近な遊びや自然体験学習の場として子供たちに利用してもらおうというもの

²² 住宅地などに降った雨水を地面へと浸透させる設備

²³ 建物の屋根に降った雨を貯留するタンク。貯留水は主に雑用用水、災害時の防水用水などに利用される。

《取組みの方向性と施策》

①健全な水循環を回復する

1. 水質の向上・保全

- ・水質のモニタリングを行うとともに、排水に対する規制・指導などをおして、健全な水質の確保に取り組みます。

2. 雨水浸透による水循環の回復

- ・雨水浸透施設や浸透舗装などの推進により、雨水・地下水系・河川の健全な水循環を回復します。

3. 水資源の有効活用

- ・雨水・中水²⁴利用、節水行動の普及などにより、水資源の有効活用を推進します。

4. 下水道の改良

- ・近年の気象変化や地球温暖化の影響などを勘案したうえで、下水道機能の改善を図ります。

②自然で親しみやすい水辺をつくる

1. 多摩川・野川的环境向上

- ・多摩川統一清掃・野川美化清掃や水質汚濁防止活動、水辺環境の整備などにより自然生態系の回復や河川環境の向上を図ります。また、関係団体、市民などとの連携のもとに、河川環境のモニタリングについて検討を進めます。

2. 多摩川河川敷の有効活用

- ・市民の憩いの場、水辺の拠点として、環境学習やレジャー活動などを促進するとともに市民の誰もが心地よく自然や人と触れ合えるように一定のルール・配慮のもとで多摩川河川敷の利活用を図ります。また、市民協働による管理を推進します。

3. 野川の有効活用

- ・多摩川と並び、市民の憩いの場、水辺の拠点として、また、市民の環境学習・散策の場としての活用を推進します。

4. 湧水の復活・水辺の整備

- ・市内に点在する貴重な水の拠点として、せせらぎや親水空間の整備など水辺の整備を推進し、地下水涵養による湧水の復活に取り組みます。

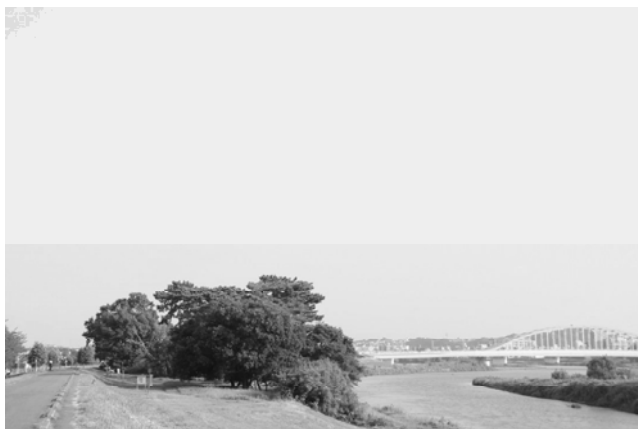
²⁴ 下水を処理した再生水。ビルなどにおける飲料水以外の生活用水、産業用水、農業用水、公園用水などに利用される。上水（水道水）、下水に対して中水と呼ばれる。

《施策目標》

指標	現状(年度)	目標(年度)
a 市内の湧水の箇所数	0箇所 (平成 23 年度)	1 箇所 (平成 31 年度)
b 河川など水辺の自然に恵まれていると思う市民の割合	68.9% (平成 23 年度)	76% (平成 31 年度)

《進捗管理指標》

- ①雨水浸透ます設置基数、雨水浸透施設設置基数
- ②浸透舗装面積、道路浸透舗装面積
- ③雨水利用設備設置件数
- ④地下水揚水量
- ⑤多摩川、野川の水質（生活環境項目：水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素量、大腸菌群数）
- ⑥河川・水路延長
- ⑦せせらぎ整備面積
- ⑧水辺の楽校事業数、参加者数



【多摩川】



【野川】

C. 生態系 生き物にもすみよいまち

《生き物にもすみよいまちの将来像》

- 生き物に対する配慮を通じて、身近な緑や水辺空間に多様な生き物が生息する、本来の豊かな生態系が回復したまち

《現況》

狛江市では、多摩川や野川、狛江弁財天池特別緑地保全地区をはじめ、樹林地、草地、農地などが、生き物の生息空間として貴重な場所となっています。宿河原堰下流の中州には多くの水鳥が見られ、また河川敷の草地やヤナギ林なども生き物の生息域となっています。農地や公園、住宅の庭など、緑の多いところは、野鳥や昆虫などの生息域となっています。

これまで、公園・緑地の整備や河川への多自然型護岸²⁵の整備などを通じて、生き物の生息域の創出や保全に努めてきました。前原公園のとんぼ池もこのような取り組みを通じて実現したものです。

しかし、水田の消失によって両生類などの生息空間が失われ、樹林地、草地、湿地の減少などによって鳥類の生息環境も悪化しています。とんぼ池で観察されるトンボも減少がみられるなど、狛江市に生息する生き物は数、種類ともに減少しています。「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～（2010 年版）」²⁶によると、東京都本土部では、1,576 種が保護する上で重要な野生生物種として掲載されており、この中には狛江市にも生息している種も少なくないの見込まれています。

また、首都圏に位置する狛江市は、首都の膨大・活発な人間活動の一部を構成するとともにその影響も受け、人間活動を通じた生態系への影響も小さくないと見込まれます。特定外来生物²⁷のペット化や、人の移動・物流などを経て、意図的あるいは非意図的に外来種・移入種が狛江市を取り巻く環境中に侵入し、自然生態系に影響を及ぼすことが危惧されます。

²⁵ コンクリートブロックで固める護岸工事とは異なり、治水上の安全を確保しつつ植物の良好な育成環境に配慮した工法により整備された護岸

²⁶ 野生生物の保護に向けた開発規制の適切な対応を主な目的とし、野生生物種を、絶滅、野生絶滅、絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危機Ⅱ類、準絶滅危惧、情報不足、留意種などに分類して現況の把握を行っているもの。2010 年度版は東京都の本土部を対象としたものであり、他に島しょ部を対象としたものがある。

²⁷ 生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす可能性のある海外起源の外来生物。特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律に定められ、飼養、栽培、保管、運搬、輸入などの取扱いが規制されている。

【狛江弁財天池特別緑地保全地区で観察された生き物】

種類	名称
植物	ツバキ、ウメ、スイセン、ハコイモ、ウツミズ、サクラ、ゲキイヅ、ユ、シメクレソ、フジ、ハルジオン、コリソウ、ムラサキマ ン、ギンソウ、アメリカミミサイソ、シラ、ヤエムグ、ミドリハコバ、カントウタンホ、セイヨウタンホ、ヘビイ チゴ、ミズイチゴ、ツナギ、ヒメコウゾ、シラスゲ、ジシバリ、トウバナ、トクダミ、ムラサキカタバミ、ナガミヒナ ゲシ、タイサンボク、ミズヒキ、ツクサ、キツネノマゴ、ヤブラン、ヒガンバナ、アメリカイヌオウギ、ヒヨドリシヨウ ゴ、サザンカ、チャ、タチツボスミレ、カラスノエンドウ、コブシ、ツルウメトキ、ショカツサイ、シナヒイタギ、ハクモク ソ、カヤ、ヤブミョウガ、ユス、キランソウ、ユキノシタ、ヒメジオン、ヘクソカズラ、キツネノマゴ、ヨウシュヤマゴホ ウ、エ ンヂ、ユ、タラ、センダングサ、クサギ、ヤブマオ、イロハモミジ、イイギリ、アカモミ、イタヤカエデ
虫	モンシロチョウ、スズメバチ、クロアゲハ、アゲハチョウ、アオスズメバチ、キチョウ、ヤマトシジミ、ウラギンシジ ミ、ムラサキシジミ、アカホシシジミ、マダラ、ヒメジヤノメ、コムシジ、オオアイトトンボ、アブラゼミ、ミンミンゼミ、ツク ツクホウシ、コカマキリ、ハラビロカマキリ、テントウムシ、オンブバッタ、クサキリ、クビキリギリ、セシジム、アオハ ハコロモ、ヒメホシカメムシ、アカスズキンカメムシ、マダラスズ、カネタタキ、チビタマムシの一種、チビタマムシ、ジ ョ ロウグモ
鳥	ヒヨドリ、マガモ、カルガモ、シジュウカラ、ウグイス、メジロ、オカ、モズ、キジバト、ワカホシセイインコ、ハ ブトガラス
菌類	アラゲキクラゲ、ニガクリタケ、コフキサルノシカケ

出典：狛江のかんきょう（平成23年度実績）

《課題》

家庭などでペットや観葉植物などの動植物を育てたり、自然と接するときのモラルの向上を図り、人間活動に伴う生態系のかく乱²⁸や生き物の乱獲などの防止を図ることが必要です。同時に、生態系保全に対する市民の意識を高めていくことが重要です。

都市化や開発行為が進行する中で、今ある緑や水辺などの生き物の生息域を保全していくため、開発行為などに対しても生態系保全への配慮が求められます。特に大規模な開発行為など周辺環境への影響が大きく懸念される場合については、生態系保全の観点から影響評価を行うなどの取組みが求められます。

また、身近な場所で生き物が生息し続けられるよう、市内の緑地、水辺空間、公園などを中心として、生息域の質や量を確保していかなければなりません。広域的な生態系保全、「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～（2010年版）」掲載の希少生物の保全・回復の観点から、周辺や流域の自治体などと連携して、生態系のモニタリングを行うことで、多摩川・野川の生息環境の健全化向上を図り、生物多様性を保全していく必要があります。

以上について狛江市緑の基本計画などとの連携を図り、対策を進めていく必要があります。

²⁸ 本来その地域に生息していない生物の移植・放流などにより、進化的に試されたことのない生物同士の相互作用（競争、捕食、病気、生態的近似種によるかく乱など）がおき、遺伝子の変化や、競争力が劣る生物や十分な防御機能をもたない生物の絶滅がもたらされること。

《取組みの方向性と施策》

①生き物に配慮する

1. 市民生活・事業活動に伴う生態系のかく乱防止

- ・家庭や事業所などでの植物の栽培・ペットの飼育、自然と接する活動におけるモラル向上を図ります。

2. 外来種対策

- ・生態系のかく乱防止のため、外来種に関する情報収集・管理などを行います。

3. 開発行為に対する指導・影響評価

- ・大規模な開発行為などに対して、生き物・生態系保全の観点から必要な指導を行うとともに、適切な影響評価を促進します。

②生息域を保全・回復・創造する

1. 緑地、水辺環境向上による生態系保全

- ・緑地や水辺環境の保全を通じて生き物に住みよい生息環境を維持・創造します。

2. 公園などにおける生き物生息域の創出

- ・公園・河川敷などに、ビオトープ²⁹などの生き物にとっての生息環境を創出します。

③生物多様性を守り・育てる

1. 生物多様性保全に関する啓発

- ・生物多様性保全に関する市民、事業者などの意識向上を図ります。

2. 生き物・生態系モニタリング

- ・生物多様性保全の状況を把握するために、関係機関・市民などと連携してモニタリングを行います。

3. 生物多様性保全に向けた地域間連携

- ・広域的な生物多様性保全に向けて、周辺や流域の自治体などとの連携を行います。

²⁹ 生物を意味する Bio と場所を意味する Tope との合成語で、動物や植物の生育環境のうち、湖沼、林野のように環境条件及び動植物の生体構成が比較的一様な地理的最少単位の空間のこと。

《施策目標》

指標	現状(年度)	目標(年度)
a 狛江弁財天池特別緑地保全地区で観察された生物種数 (P.27) ※狛江弁財天池特別緑地保全地区で観察された生物種数については、 生物種の構成を保ったうえで生物種数が保持されることを目標と します。そのため、生物種の構成についても評価を行います。	植物 62 種 虫 31 種 鳥 11 種 菌類 3 種 (平成 23 年度)	植物 62 種 虫 31 種 鳥 11 種 菌類 3 種 (平成 31 年度)
b 動植物の種類が多く、生態系が豊かであると思う市民の割合	28.6% (平成 23 年度)	34% (平成 31 年度)

《進捗管理指標》

- ①前原公園（とんぼ池）で観察されたトンボの種類
- ②生き物・生態系モニタリング調査回数、生きものの観察会など参加者数



【狛江弁財天池特別緑地保全地区 ひょうたん池】



【前原公園 とんぼ池】

D. ネットワーク 水と緑を歴史でつなぐまち

《水と緑を歴史でつなぐまちの将来像》

- ・ 泉龍寺、むいから民家園、古墳などをはじめ、水や緑と一体化した文化的空間が市内各所に点在し、かつて市内に数多くあった歴史的文化遺産が復元された趣きのあるまち

《現況》

狛江市には、泉龍寺、むいから民家園、古墳など良好な景観を構成する重要な歴史的文化遺産が点在しています。社寺や稲荷などは、古くから湧水や樹木を有しているものが多く、湧水はすでに枯れてしまったものの鎮守の森などを残して、多摩川や野川、農地、公園などとともに地域の水や緑の核となっています。

狛江市ではこれまで、歴史的文化遺産を環境資源の観点から保全し、埋蔵文化財の発掘も行うことで、歴史的文化遺産の保全を通じて、水と緑のネットワーク化に努めてきました。このような取組みを通じてむいから民家園が平成 14（2002）年に開園し、その樹木、草花、庭の池は、水と緑のネットワークの一角を担っています。

しかし、都市化の進展に伴い失われてしまった歴史的文化遺産は少なくありません。16 世紀から灌漑用水として元和泉から世田谷区を抜けて大田区までをつないでいた六郷用水も、昭和 40 年代には下水道となりました。また、狛江市は「狛江百塚」といわれるほど多くの古墳がありましたが、現存しているものはごくわずかとなっています。

【埋蔵文化財の発掘】

年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
試 掘	8	7	8	7	11
本調査	3	4	4	0	2
計	11	11	12	7	13

出典：狛江のかんきょう（平成 23 年度実績）

【文化財案内板設置数】

対象の種別		設置数
都指定文化財		2
市指定文化財	史跡・天然記念物	1
	建造物	3
指定外文化財		1
水路・橋など		3

資料：社会教育課（平成 23 年度）

《課題》

市内に点在する社寺仏閣、遺跡などの歴史的文化遺産は、文化財としての価値だけではなく、水と緑を結ぶ環境資源としても捉え、周辺の水や緑と一体的な保全・活用を考えていく必要があります。水と緑のネットワークを構成する要素の1つとして位置づけ、市民との協働のもとで粕江市の環境まちづくりに有効に活用していくことが必要です。

《取組みの方向性と施策》

①環境資源をネットワークによって保全する

1. 歴史的文化遺産の保全・活用

- ・六郷用水などの歴史的文化遺産を、それぞれが持つ背景を視野に入れながら水と緑の拠点として保全・整備し、文化・環境学習や環境まちづくり資源として活用します。

2. 歴史的文化遺産の発掘

- ・埋蔵文化財の発掘を通じて、歴史的文化遺産を中心とした環境整備に努め、水と緑のネットワークの拠点化を図ります。

《施策目標》

指標	現状(年度)	目標(年度)
a 文化財案内板数	10箇所 (平成23年度)	20箇所 (平成31年度)
b 歴史文化遺産、社寺仏閣など、歴史・文化的な環境に恵まれていると思う市民の割合	17.1% (平成23年度)	30% (平成31年度)

《進捗管理指標》

- ①埋蔵文化財発掘数（試掘カ所数、本調査カ所数）
- ②むいから民家園入園者数



【猪方小川塚古墳】



【むいから民家園】

E. 低炭素・エネルギー 低炭素でエネルギー効率のよいまち

《低炭素でエネルギー効率のよいまちの将来像》

- ・省エネルギー型³⁰の機器や建物、再生可能エネルギー設備が普及し、低炭素型のライフスタイルが広く行き渡った、エネルギー効率のよいまち

《現況》

近年、国内においても異常気象や大規模な気象災害が頻発しており、地球温暖化の驚異が身近に差し迫ったものとして多くの人に受け止められるようになってきました。地球温暖化に関しては、ヒートアイランド現象の増幅や集中豪雨の激化などの形で、また、国外に多くを依存している食糧や資源などの安定確保への影響などを通じて、快適で安全な市民生活に混乱を及ぼすことが危惧されています。このように世界的にも地球温暖化は重要な環境問題として捉えられています。

地球温暖化と密接に関わるエネルギー問題に関しても、世界的な需要増加や不安定な中東情勢に加え、平成 23（2011）年の東日本大震災時の原子力発電所事故を受け、各自治体はその有効活用や選択について再考していくことが求められています。

狛江市の平成 21（2009）年度時点の温室効果ガス排出量の部門別構成をみると、家庭部門³¹が 47%、運輸部門³²が 22%、業務部門³³が 19%、産業部門³⁴が 4%、廃棄物部門³⁵が 4%、二酸化炭素以外の温室効果ガスが 3%となっており、家庭部門が半分を占め、これに業務部門を加えると民生部門³⁶で約 7割を占めています。平成 2（1990）年度から平成 21（2009）年度までの増減をみてもこの 2部門の増加が顕著であり、家庭部門は 30%、業務部門は 53%の増加となっています。一方、産業部門は減少、運輸部門は横ばいとなっており、狛江市全体では平成 2（1990）年度比で 21%の増加となっています。

³⁰ より少ないエネルギーで社会的・経済的効果が得られる効率のよい類型のこと。

³¹ 最終エネルギー消費のうち、家計が住宅内で消費したエネルギー消費を表現する部門をいう。自家用車や公共交通機関の利用など人・物の移動に利用したエネルギー源の消費は家庭部門ではなく全て運輸部門に計上される。

³² 最終エネルギー消費のうち、企業・家計が住宅・工場・事業所の外部で人・物の輸送・運搬に消費したエネルギーを表現する部門をいう。

³³ 最終エネルギー消費のうち、第三次産業（水道・廃棄物・通信・商業・金融・不動産・サービス業・公務など）に属する企業・個人が、事業所の内部で消費したエネルギー消費を表現する部門をいう。

³⁴ 最終エネルギー消費のうち、第一次産業（農林水産業）及び第二次産業（鉱工業）に属する法人ないし個人の産業活動により、工場・事業所内で消費されたエネルギーを表現する部門をいう。

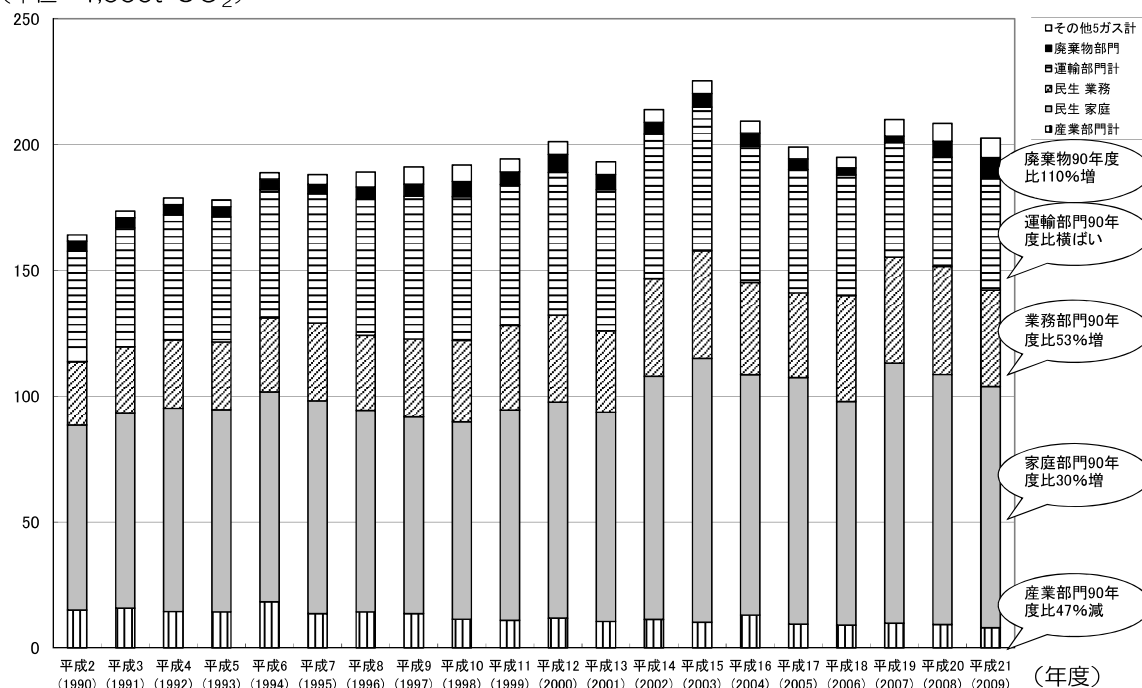
³⁵ 清掃工場でのCO₂排出量ではなく、廃棄物の排出に伴う部門をいう。「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990年度～2009年度）」（オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」平成 24 年 3 月）では、市区町村における一般廃棄物の回収量を基本としている。

³⁶ 家庭部門と業務部門を合わせた部門。生活の場（住宅、事業所）で消費されるエネルギーを包括的に表す部門である。

狛江市ではこれまで、庁舎や公共施設での省エネルギー行動の実践、学校への再生可能エネルギー設備の導入などを推進するとともに、家庭用太陽光発電設備の普及、公共交通の整備・改善などに取り組んできました。このような取り組みを通じて、和泉小学校、第三小学校、緑野小学校、第六小学校、第二中学校には太陽光発電設備が導入され、緑野小学校には風力発電設備が設置されました。また、平成 20（2008）年度からはこまバスが運行しています。しかし、再生可能エネルギーや省エネルギー設備導入などの取り組みはまだ一部にとどまっており、家庭や事業所での日常の省エネルギー行動などの取り組みを進めています。

【狛江市内の部門別温室効果ガス排出量】

（単位：1,000t-CO₂）



「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990 年度～2009 年度）」（オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」、平成 24 年 3 月）をもとに作成

【太陽光発電設備の設置状況】

（単位：件）

年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	累計
件数	13	3	77	97	81	317

※公共施設を含む

出典：狛江のかんきょう（平成 23 年度実績）

《課題》

地球温暖化は今後さらに進行していくと見込まれていることから、温室効果ガスの排出量削減や、エネルギー安定確保の観点からの省エネルギー・再生可能エネルギーの普及が重要となります。地球温暖化への適応について検討していくことも重要です。

狛江市における温室効果ガス排出量は、家庭部門・業務部門が多くを占めており、しかも増加傾向にあるため、ライフスタイルの見直し、省エネルギー型の設備や機器の導入、建物の省エネルギー改修などにより、排出量を削減していくことが課題となります。また、エネルギー自給意識を向上させるため、再生可能エネルギー利用設備の導入促進が課題となります。

運輸部門においては、温室効果ガス排出量の増加傾向は止まったものの、今後、さらに削減を図っていくため、低公害車³⁷の導入促進、公共交通や徒歩・自転車の選択を促進していくための環境整備が必要となります。

地球温暖化の影響として、風水害、水質や自然生態系への影響、熱中症など市民の健康面への影響などが懸念されます。国や東京都などとの連携を通じて情報収集に努めるとともに、狛江市における影響把握や適応の方向性などについて検討が求められます。

《取組みの方向性と施策》

①エネルギー効率のよいまちをめざす

1. 家庭の省エネルギー促進

- ・家庭において省エネルギー行動の実践の促進を図ります。また、省エネルギー型家電・高効率機器³⁸などの導入の促進を図ります。

2. 事業所の省エネルギー促進

- ・事業所において省エネルギー行動の実践、環境マネジメントシステムの導入促進を図ります。省エネルギー型OA機器・高効率機器などの導入及び省エネルギー改修などの促進を図ります。

3. 市の施設における省エネルギー推進

- ・庁舎・公共施設において省エネルギー行動の実践、省エネルギー型OA機器・高効率機器、省エネルギー改修などの促進を図ります。

4. 公共交通・徒歩・自転車などの選択促進のための環境整備

- ・公共交通の利便性向上、徒歩・自転車で移動しやすい道路整備などを推進し、マイカー利用からの移行を促進します。

³⁷ 大気汚染物質（窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素など）の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車。圧縮天然ガス（CNG）自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車の5車種を指す。

³⁸ エネルギー効率の優れた機器。高効率給湯器を指すことが多い。潜熱回収型・ガスエンジン型・CO₂冷媒ヒートポンプ型など多様なタイプがある。発電時の排熱を給湯や暖房に利用する家庭用コージェネレーションシステムなどもある。

5. 低炭素型まちづくりの推進

- ・緑地整備や建物緑化³⁹などの促進、保水性舗装⁴⁰の推進などにより市内のヒートアイランド現象の抑制を図るとともに、街路灯のLED⁴¹化、電気自動車用充電器⁴²の設置などを図り、低炭素型⁴³社会の形成を推進します。
- ・エネルギーの共有を促進する観点から、公共施設を活用したクールシェア⁴⁴の開設、カーシェアリング⁴⁵の普及促進などを図ります。

②再生可能エネルギーの利用を促進する

1. 太陽光発電・太陽熱利用設備などの普及促進

- ・住宅などへの太陽光発電・太陽熱利用設備⁴⁶などの普及を図ります。また、関係機関との連携のもとに太陽光発電を中心とした市民共同発電⁴⁷に関する情報提供などを促進します。

2. 公共施設への太陽光発電・太陽熱利用設備などの設置

- ・市の施設・公共施設などに太陽光発電設備やコージェネレーションシステム⁴⁸の導入などを検討します。また、市民などによる太陽光発電設備の設置に向けて市の公共施設の屋根の貸出など、新たな施策について検討します。
- ・太陽光発電設備によって発電した電力の活用利便性を高めるとともに、電力需要のピーク⁴⁹への対応としてガス方式の空調機器を採用したり、災害時などの電力確保を図るため、蓄電池⁵⁰の導入について検討します。

³⁹ 建築物の断熱性や景観の向上などを目的として行われるもので、具体的には、屋根や屋上に植物を植え緑化する屋上緑化、建物の外壁を緑化することを壁面緑化がある。

⁴⁰ 舗装面の表層などに吸水・保水性能がある充填材を注入させたもので、保水された水分が蒸発し気化熱が奪われることにより、路面温度の上昇を抑制する機能を有する舗装。一般の舗装に比べて、路面温度が低下し、歩行者空間や沿道の熱環境の改善、ヒートアイランド現象の緩和が期待できる。

⁴¹ 発光ダイオード。白熱電球・蛍光灯と比べて消費電力が少なく、寿命が長い。

⁴² 電気自動車の充電機能を備えた装置。電気自動車の普及促進に向けた公共のインフラとして期待されている。

⁴³ 緑化、効率的エネルギー需給システムの構築、再生可能エネルギーなどの活用、地域エネルギーマネジメントなどにより、温室効果ガス排出量が削減されること。

⁴⁴ エアコンの使用を減らすため、暑い日には公共施設、地元の店舗でのエアコンの共用などを行い、涼しい場所でみんなで過ごすこと。

⁴⁵ 登録を行った会員間で特定の自動車を共同使用するサービスやシステム

⁴⁶ 太陽からの放射熱を利用する設備で多様な利用形態がある。住宅用では太陽熱温水器が主流であり、太陽熱給湯・暖冷房システムなどもある。

⁴⁷ 市民から募った寄付や出資をもとに市民・NPOなどが設立する発電所。公共施設の屋根などに太陽光パネルを取り付けて発電所とするケースも少なくない。余剰電力を売電して出資市民に還元したり、基金として積み立てたりする。

⁴⁸ エネルギー供給システムの方式のひとつで、熱と電力とを同時に供給するシステムのこと。狛江市では、藤塚保育園などで給湯の際に生じる電力を利用している。

⁴⁹ 電力が最も多く使用される時間帯や時期。電力の供給能力が限られている場合、電力の需要が供給能力を超えないように需要を抑制する必要性が高まるが、ピーク時にその対応の必要性が最も高まる。

⁵⁰ 充放電を繰り返して使用できる電池で、必要に応じて貯蔵した電力を供給することができる。

③地球温暖化への適応を検討する

1. 地球温暖化に関する情報収集

- ・関係機関・市民のモニタリング活動などとの連携を通じて地球温暖化影響に関する情報を収集・整理します。

2. 地球温暖化への適応に関する方向性の検討

- ・狛江市域への影響把握に努め、適応の方向性について検討します。

《施策目標》

指標	現状(年度)	目標(年度)
a 市民一人当たりの温室効果ガス排出量 ^{※1}	2.73t-CO ₂ (平成 20 年度)	2.10t-CO ₂ (平成 31 年度)
(参考) 市内の年間二酸化炭素排出量 ^{※2}	115,256t-CO ₂ (平成 23 年度)	—
b 節電に取り組んでいる市民の割合	92.8% (平成 23 年度)	93% (平成 31 年度)

※1 狛江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基準年度と同様に、温室効果ガス排出量については平成 20 年度時点の数値を現状とします。

※2 東京電力（株）・東京ガス（株）・東京都水道局の提供資料により算出

出典：狛江のかんきょう（平成 23 年度実績）

《進捗管理指標》

- ①市民一人当たりの電力消費量、都市ガス使用量
- ②住宅などへの太陽光発電設備の設置件数
- ③公共施設への太陽光発電設備の設置件数・発電量

F. ごみ 資源循環を実践するまち

《資源循環を実践するまちの将来像》

- ・ 4 R⁵¹が定着してごみの排出量が減少し、資源循環が安定しているごみのない美しいまち

《現況》

狛江市ではごみ・資源物を 12 種類の区分で分別収集しています。平成 17（2005）年 10 月からは、ごみ排出量の減量化とその処理にかかる費用の適正化を図るため、可燃・不燃ごみの有料化を導入しました。この成果として有料化以降、ごみの排出量は減少し続けており、平成 18（2006）年には一人 1 日当たり 850.9g だった排出量は、平成 23（2011）年には 750.9g にまで減りました。また、市民の排出抑制の取組みや簡易包装の進展などにより家庭に入る資源物の量が減ってきているため、最近では資源物⁵²の排出量も減少に転じています。

平成 18（2006）年 7 月からエコセメント⁵³化施設が稼働し、クリーンセンター多摩川から出る焼却灰を再資源化することができるようになりました。これによって平成 19（2007）年度に埋立処分ゼロを達成しました。このようなことから、総ごみ量は平成 13（2001）年度の 25,744 t から平成 21（2009）年度には 22,156t へと減少し、また、平成 13（2001）年度に 30.2%だった資源化率⁵⁴は平成 21（2009）年度には 38.3%に上昇しています。

しかしながら、庁舎内のごみの組成分析調査（平成 21 年度）によると、可燃ごみには不燃ごみが 9%、資源物が 13%混入し、不燃ごみには可燃ごみが 4%、資源物が 17%混入しているなど、一人ひとりの分別意識については、まだ改善の余地があります。

⁵¹ 3 R（リデュース：排出抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の優先順位で廃棄物の削減に努めるという考え方がある。狛江市では「リフューズ：発生回避」（ごみになるものを買わない、断ること）をリデュースの前において 4 R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の考え方を採用している。

⁵² 再資源化が可能な排出物。狛江市では、ビン、缶、ペットボトル、古紙、古布、金属、植木せん定枝を資源物として回収している。

⁵³ ごみを燃焼させて生じた焼却灰、下水に溜まる汚泥などを混ぜ込んで製造されたセメント。日本工業規格（JIS R 5214）として規格化されている。再利用を行うことによって従来は焼却灰が埋め立てられていた最終処分場が節約できる。

⁵⁴ 総ごみ量（ごみ量と資源化量）のうち総資源化量の割合

【一人 1 日当たりごみ排出量】（単位：g/人）

年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
排出量	842.5	813.1	785.9	765.3	750.9

出典：狛江のかんきょう（平成 23 年度実績）

【資源物集団回収の状況】

年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
団体数	84	90	97	105	109
回収量（t）	1,594	1,624	1,546	1,498	1,462

出典：狛江のかんきょう（平成 23 年度実績）

《課題》

市内のごみの排出量は減少していますが、今後も減少させていくために、4Rに基づいたごみの分別や減量などに関する広報、ごみ出し指導などの強化などを継続的に推進し、市民・事業者のごみの減量行動を促進していくことが求められます。

再資源化に関しては、分別収集した資源物の安定的なリサイクルルート⁵⁵の確保を図っていく必要があります。また、分別収集体制については、経済面、環境面などの影響を考慮し、集団回収の拡大などにより効率化を図っていく必要があります。

ごみの適正排出の推進を図るため、不法投棄防止パトロールなどを実施していく必要があります。

《取組みの方向性と施策》

①ごみになるものはつぐらない・売らない・買わない

1. 事業者へのごみの発生抑制に向けた要請・指導

- ・生産者・流通業者などに対し、それぞれの事業活動におけるごみの発生抑制を求めています。また、 unnecessaryなものは買わないなど、消費者の意識啓発を図ります。

2. 事業者責任の確立に向けた法制度の整備の要請

- ・国や東京都に対し、事業者責任の確立に向けた法制度の整備を要請します。

②4Rを進める

1. 4R推進の徹底

- ・広報やごみ半減新聞などによる情報提供や、ごみ出しの監視・指導などを通じて、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの取組みを促進します。

⁵⁵ 市区町村がリサイクルのためにビンや缶などの資源物を回収したり、事業者が自社の使用済み製品を回収したりする際の仕組み

2. 生ごみの減量・堆肥化の推進と堆肥活用の促進

- ・生ごみの水切り徹底や生ごみ処理機⁵⁶の普及を図るとともに、市民農園⁵⁷、農家、学校、町会・自治会・NPOなどとの連携により、農地・花壇・樹林や環境学習などでの堆肥の活用促進を図ります。

3. リサイクルルートの確保

- ・資源物の集団回収などの拡大により、効率的で安定したリサイクルルートの確保に努めます。

③適正な処理・処分を行う

1. 健全な施設運営

- ・多摩川衛生組合において、周辺環境に配慮した安全な施設運営を図ります。

2. エコセメントの利用促進

- ・焼却灰の再資源化活用としてエコセメント製品の公共事業などへの利用を促進します。

④ごみのない、美しいまちをつくる

1. ポイ捨て・不法投棄の防止

- ・ポイ捨てや不法投棄の防止に向けてモラル向上を図るとともに、地域と連携した監視活動、取り締まり活動を推進します。

2. 清掃活動の促進

- ・多摩川統一清掃・野川美化清掃への参加促進や、地域における清掃・美化活動を促進します。

《施策目標》

指標	現状(年度)	目標(年度)
a 市民1人当たりの年間ごみ排出量	274.81kg (平成23年度)	250kg (平成31年度)
b ごみの減量化に取り組んでいる市民の割合	81.8% (平成23年度)	82% (平成31年度)

《進捗管理指標》

- ①総ごみ排出量
- ②資源化率
- ③集団回収参加団体数
- ④多摩川統一清掃でのごみ・資源回収量
- ⑤野川美化清掃でのごみ・資源回収量

⁵⁶ 生ごみなどの有機物を処理する機器。バイオ式生ごみ処理機と乾燥式生ごみ処理機がある。

⁵⁷ レクリエーション活動として野菜や花などの栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園

G. 公害 みんなが安心して暮らせるまち

《みんなが安心して暮らせるまちの将来像》

- 空気や水がきれいで、騒音や悪臭のない快適な住環境が保たれたまち

《現況》

河川水質に関しては、多摩川、野川ともに水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）⁵⁸などの環境基準をおおむね達成しています。大気に関しても、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）⁵⁹など、ほとんどの大気汚染物質の濃度が低下傾向にあり、環境基準を達成しています。しかし、光化学オキシダント⁶⁰については環境基準を達成できていません。狛江市での高濃度の光化学オキシダントが発生する日数は近年減少傾向にありますが、東京都全体では増加する傾向にあります。新たに環境基準が設定されたPM2.5（超微小粒子）⁶¹は、全国的に基準を超える可能性が国によって指摘されています。

また、東日本大震災時の原子力発電所の事故で放出された放射性物質により、事故直後は首都圏でも空間放射線量が高まりましたが、現在ではおおむね事故以前の状態に回復しつつあります。

狛江市ではこれまで、典型7公害⁶²に関連した監視・測定を実施するとともに、公害苦情相談を実施し、国や東京都との連携のもとに問題の解決に努めてきました。日常生活に伴って発生する騒音やごみ問題、悪臭などを含めた都市・生活型公害⁶³の相談はこれまで相談件数の半数以上を占めていましたが、近年収まりつつあります。一方、減少傾向にあった典型7公害に関しては、大気汚染、騒音、振動、悪臭に関する相談が若干増加に転じています。

⁵⁸ 水質汚濁に係る環境基準は、生活環境の保全に関する環境基準と人の健康の保護に関する環境基準からなる。水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）は、水質汚濁に係る環境基準項目のうち、河川・湖沼の生活環境の保全に関する項目。生活環境の保全に関する環境基準項目にはこのほか、浮遊物質（SS）、大腸菌数がある。水道、工業用水などの利用目的によって各項目に異なる基準値が定められている。

⁵⁹ 浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）はいずれも、大気汚染に係る環境基準。このほか、一酸化炭素（CO）、光化学オキシダント（Ox）がある。

⁶⁰ 窒素酸化物及び炭化水素類（揮発性有機化合物）を主体とする一次汚染物質が、太陽光線を受けて光化学反応を起こすことによって発生する二次汚染物質。強力な酸化作用を持ち健康被害を引き起こす大気汚染物質であり、光化学スモッグの原因となる。

⁶¹ 直径が2.5μm以下の超微粒子。大気汚染の原因物質とされている浮遊粒子状物質よりもはるかに小さく、肺の奥深くまで入りやすいため健康への影響も大きいと考えられている。ディーゼル排気微粒子は、大部分が粒径0.1～0.3μmの範囲内で、発ガン性や気管支ぜんそく、花粉症などの健康影響との関連が懸念されている。

⁶² 事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる①大気の汚染、②水質の汚濁、③土壌の汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤の沈下、⑦悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること。

⁶³ 日常生活に伴って発生する公害。都市・生活型公害では、産業公害にみられた「企業が加害者」「住民が被害者」という加害・被害の明確な関係がなく、市民が環境問題の被害者であると同時に加害者でもある。

【現象別苦情件数】

年度		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
典型 7 公害	大気汚染	3	3	0	5	12
	水質汚濁	0	0	0	1	1
	土壌汚染	0	0	0	0	1
	騒音	25(1)	19(1)	5	13	21
	振動	0	0	0	1	2
	地盤沈下	1	0	0	0	0
	悪臭	7	3	2	6	8
その他		72	54	27	26	19
合計		108(1)	79(1)	34	52	64

※ () 低周波騒音

出典：粕江のかんきょう（平成 23 年度実績）

《課題》

市民は公害のない健康で安全な住みよいまちを強く望んでおり、粕江市の良好な環境の維持・向上が求められています。環境基準が未達成の場合については早期の改善が必要であり、また、基準を達成した場合についてはこれまでの取組みを通じて改善してきた状態を維持するため、環境監視・測定を継続していく必要があります。

都市・生活型公害に対しては、情報提供や意識啓発などにより未然防止に努めるとともに、相談などを継続的に実施する必要があります。

《取組みの方向性と施策》

①典型 7 公害を未然に防止する

1. 環境監視・測定の実施

- ・典型 7 公害の未然防止に向けて、環境監視・測定などを継続的に実施します。新たに環境基準が設定された PM2.5 については市内の観測点のデータを注視し、関係機関との連携により、必要に応じて早期の体制整備に努めます。
- ・アスベストを含有する建築物の解体に際し、法に則った適切な処理がなされるよう指導・監視を行うことに加え、環境測定を実施し、現状の把握に努めます。

2. 沿道対策

- ・幹線道路沿いの騒音・振動対策として、路面の適正管理・整備を推進し、大気環境の改善も含め対策を検討します。

②その他の公害を防止する

1. 都市・生活型公害対策の推進

- ・自動車の排ガス、騒音、生活雑排水による河川の汚染、地下水の過剰な汲み上げなどによる地盤沈下などに対して、情報提供や意識啓発などにより未然防止を図ります。

③放射線量のモニタリング調査を実施する

1. 放射線量のモニタリング調査の実施

- ・放射性線量の継続的なモニタリング調査を行い、安心で安全な環境の確保に努めます。

2. 走行サーベイ⁶⁴の実施

- ・子どもたちを安心して育てられる環境の実現のため、小さな自治体の強みを活かし、市全域の面的・線的な空間放射線量を測定し、地図上に記して公表することにより、安心の「見える化」を図ります。

《施策目標》

指標	現状(年度)	目標(年度)
a 市内の空間放射線量	0.09 μ Sv/h (平成 23 年度)	0.23 μ Sv/h 以下※ (平成 31 年度)
b 地域の生活環境に満足している人の割合	50.3% (平成 23 年度)	60% (平成 31 年度)

※「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な空間放射線量以下とする。

《進捗管理指標》

- ①市内の空間放射線量
- ②多摩川、野川の水質（生活環境項目：水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、溶存酸素量、大腸菌群数）（再掲）
- ③騒音レベル、振動レベル

⁶⁴ 移動測定機能付き空間線量計を用いて市内の道路上を走行し、連続して空間放射線量を測定する調査

H. まちなみ 人の暮らしと環境が調和するまち

《人の暮らしと環境が調和するまちの将来像》

- ・豊かな自然、歴史的文化遺産と住宅地が調和し、市内全体に渡って一体的な景観を織りなすまち
- ・ポイ捨てや違反屋外広告物などのない景観への配慮が行き届いたきれいなまち

《現況》

狛江市は、面積が小さく地形的にも平坦であり、閑静な住宅地となっています。住宅地に点在する樹林地などの自然的要素や泉龍寺、むいから民家園、古墳などの歴史的要素といった良好な景観を構成する要素は、住宅地と一体となって狛江市固有のまちなみを形成しています。

狛江市ではこれまで、良好な景観を活かしたまちづくりなどの推進に向けて「狛江のまち一魅力百選」を実施し、狛江市の持つ魅力の掘り起こしに繋げてきました。また、景観を乱す放置自転車対策にも取り組んできたことで、放置自転車台数は減少に向かっています。

しかし、近年、実態としての低層住宅地の中に中高層住宅の開発行為が進行し、住環境の悪化や街並み景観の混乱などが生じている地区も存在します。また、放置自転車や違反屋外広告物（はり紙、立看板など）、ごみやたばこのポイ捨てなども依然として良好な住環境、道路環境、景観形成の阻害要因となっています。

【放置自転車の撤去状況】

年度		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自転車	撤去台数（台）	5,752	5,386	5,177	3,192	2,408
原付自転車	撤去台数（台）	127	94	100	66	54

狛江のかんきょう（平成 23 年度実績）をもとに作成

【違反屋外広告物の撤去状況】

撤去広告物	年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	数					
はり紙	撤去回数	15	33	30	47	136
	枚数（枚）	1,026	2,176	2,031	1,560	2,874
立看板	撤去回数	3	6	0	0	0
	本数（本）	135	16	0	0	0

出典：狛江のかんきょう（平成 23 年度実績）

《課題》

無秩序な開発行為を抑制し、環境や景観に配慮したまちなみ整備を進める必要があります。農地、屋敷林、水路跡地、歴史的文化遺産など各種の地域資源の保全に留意し、狛江市固有の景観保全・形成を推進していくことが必要です。

これまで、「狛江のまち一魅力百選」を実施し、市民の景観意識の醸成などを図ってきましたが、今後はこれを一歩推し進め、地区まちづくり計画⁶⁵などのまちづくり制度を活用した景観形成を進めていくとともに、良好な景観を保全することによる地域の価値の向上をめざします。

また、良好な景観や快適な歩行空間の阻害要因となる放置自転車、違反屋外広告物の防止・撤去、歩きたばこやごみのポイ捨て対策などを推進し、良好な住環境・景観の保全を図る必要があります。

《取組みの方向性と施策》

①環境に配慮したまちなみ整備を促進する

1. 景観保全の推進

- ・広報や相談などにより景観保全に関する市民の意識の醸成を図り、まちづくり制度を活用した市民が主体となった景観形成を促進します。

2. 地域の美化活動の促進

- ・啓発などを通じた市民の景観意識の向上により、放置自転車、違反屋外広告物、ごみのポイ捨ての防止や、監視・撤去・指導などの地域活動を推進することで、良好な景観の保全に努めます。

《施策目標》

指標	現状(年度)	目標(年度)
a 環境部会のある町会・自治会数	8箇所 (平成 23 年度)	15 箇所 (平成 31 年度)
b まちなみが美しく、景観が優れていると思う市民の割合	21.2% (平成 23 年度)	30% (平成 31 年度)

《進捗管理指標》

①放置自転車の撤去台数、違反屋外広告物の撤去回数

⁶⁵ 狛江市まちづくり条例に基づき、市民が主体となってまちづくりを推進しようとする一定のまとまりを持った地区において、地区内の土地利用などに関する計画及び基準などを定めるもの

1. パートナースhip みんなのおもいと行動でつなぐまち

《みんなのおもいと行動でつなぐまちの将来像》

- ・環境保全活動への参加の機会が身近なところに多様にあり、環境を守りたいという思いを行動に移せる条件の整ったまち
- ・市民・事業者・行政の主体的な環境保全活動の輪が拡大により主体的に環境が保全されるまち

《現況》

泊江市では、平成 15（2003）年度に制定した「市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」に基づき、市民参加と協働を進めてきました。環境分野においても、前計画で基本目標の一つに「パートナーシップ」を掲げて協働による推進体制を築くとともに、多様な市民・事業者の参加の機会を確保してきました。このような取組みを通じて、現在では、協働によるより良い環境づくりに取り組むことが、市民・事業者・行政の共通した思いとなっています。

市民や事業者の間では、環境保全意識や関心が高まっており、家庭や職場、消費行動において日常的に環境負荷の低減への取組みが進んでいます。また、学習会や地域活動への参加意向も高まっています。環境に関する活動に取り組む団体では、市民を巻き込んだ環境学習、調査、保全活動などが行われています。環境基本計画の取組み課題を市民主体で実践する組織（ワーキンググループ）も継続的に活動を推進しています。

清掃や環境美化活動、資源回収などに取り組む町会、自治会も多く、また緑化への関心も高まっています。

東日本大震災を契機に人や地域とのつながり、ボランティアなどの社会貢献は一層強く意識されるようになり、活動の広がりが期待されますが、一方では参加者の固定化・高齢化が懸念されています。

《課題》

地域においては、水・緑・生態系の保全、地球温暖化対策、ごみ減量、環境美化などの多様な環境問題に対する取組みを相乗的に進めることが重要であり、そのためには、身近なところから意識や行動を変えていくことが必要となります。そのため、家庭、学校、地域、事業所などのさまざまな場における環境教育・環境学習を進める必要があります。

環境に関する活動に取り組む団体については、組織力の低下やリーダー層の固定化・高齢化が進んでいることから、既存のコミュニティ活動の活性化のみならず、地域の環境問題を自主的な解決をめざす新たなコミュニティ形成の促進が必要です。また、環境保全活動団体、身近なサークル活動、事業者の環境保全活動の支援なども課題となります。

今後、地域のリーダー的人材の発掘・育成やコーディネーターの育成、その活用などを通じたネットワークの構築を図ることで、各主体間、団体間、地域間の継続的な連携・協働を推進していきます。特に重要な課題については、共通的取組み課題を設定して共同事業化していくことも求められます。

《取組みの方向性と施策》

①知らせる・気づく・わかる

1. 情報提供、意識啓発の推進

- ・広報、パンフレット、イベントなどを通じて環境に関する情報提供、意識啓発を推進します。

2. 学校教育における環境学習の推進

- ・関係団体・市民などとの連携を通じて小・中学生を対象とした環境学習を推進します。

3. 地域における環境学習の推進

- ・関係団体・市民などとの連携により、地域・事業所などへの環境に関するまなび講座やセミナーなどを開催することで、市民などへの学習機会を提供します。

4. 職員研修の実施

- ・市職員を対象として環境に関する研修を実施します。

②環境保全に取り組む人をつくる

1. 地域のリーダー的人材の発掘・育成

- ・地域でコミュニティ活動をしている人を発掘し、環境保全活動にも参加する機会を設けます。また、関係機関との連携のもとにリーダー的人材の育成に努めます。

2. 市民ワーキンググループ、コミュニティ活動の活性化

- ・市民ワーキンググループや町会・自治会などの活動参加者の固定化解消に向けて、市民提案型企画を展開するなど既存組織の活性化を図ります。

3. 市民主体の身近な環境活動の促進

- ・花いっぱい運動など身近な市民活動への支援を行い、新規の活動を促進します。

4. 多様な参加機会の提供

- ・市民・事業者の活動参加意向を活かせるように、イベント開催、協働提案募集などを行い、多様な参加機会を提供します。

③ネットワークを形成する

1. 主体間のネットワーク化の推進

- ・各主体の取組みが相乗的な効果をもたらすよう、コーディネーター、集会などの活用により、ネットワークが形成しやすい環境整備に努めます。
- ・特に重要な課題については提案を募って共同事業化を図るなど、共通目標を設定して取組みの拡大を図ります。

2. 共有型行動スタイルの普及

- ・カーシェアリング、レンタサイクル、クールシェアなど、ものや場所を共有することで環境負荷の低減を図ります。

3. 広域的連携の推進

- ・水や大気の保全、生物多様性保全をはじめ、環境問題には広域的な連携が重要となる課題が多くあることから、必要に応じて広域的連携などにより対策を図ります。

4. 多摩川流域連携の推進

- ・住民交流友好都市である山梨県小菅村など多摩川流域での体験型学習、環境人材交流、小菅産木材の粕江市での活用などを通じて流域連携の推進を図ります。

④共通的な取組みを進める

1. 環境関連情報の提供

- ・地域共通の課題に対する取組みの輪を広げるため、環境問題や環境保全活動に関する情報を提供します。

⑤環境活動を実施する団体などを支援する

1. 環境保全活動団体の支援

- ・環境問題解決に向けた地域活動が活性化し、市民が主体となった活動を推進するため、地域のコミュニティ活動や環境保全活動のニーズを把握し、人材・資金・情報提供などを通じた支援を図ります。

《施策目標》

指標	現状(年度)	目標(年度)
a 環境に関する市民協働事業件数（補助金など資金援助件数及び委託・協定のもとで協力して実施する件数）	11 件 (平成 23 年度)	18 件 (平成 31 年度)
b 地域の緑化、清掃活動などに参加している市民の割合	22.5% (平成 23 年度)	30% (平成 31 年度)

《進捗管理指標》

- ①学習参加者数（まなび講座）
- ②人材登録数
- ③協働事業数
- ④登録団体数
- ⑤協働事業提案件数・協働実現数
- ⑥アドプト制度合意団体数、拠点数

第4章

重点環境プロジェクト

1. 重点環境プロジェクトの方針と体系

狛江市のめざすべき環境像の実現に向けて、特に重要となる取組みを重点環境プロジェクトとして位置づけ、優先的に推進します。

重点環境プロジェクトは、狛江市第3次基本構想における環境政策の方向性を象徴的に示すとともに、市民・事業者・行政による協働の発展や新たなきっかけづくりが期待できる取組みとし、以下の視点を持って5つの重点環境プロジェクトを位置づけます。

《重点環境プロジェクトの基本的視点》

◎狛江市のまちづくり全般への寄与

- ①環境の側面から狛江市の魅力を高め、市全体の発展に寄与する「環境まちづくり」への展開が期待できる取組み
- ②行政の横断的な取組みにより、「環境まちづくり」への展開に相乗的効果が期待できる取組み
- ③多くの市民・事業者の参加が得られ、環境の側面から「自治のまち」の実現に寄与する取組み

◎最近の社会動向などに対応した転換

- ④緊急度や深刻度が増している地球環境問題など、市民などの関心が高く、必要性が広く認識されている取組み
- ⑤東日本大震災時の経験を活かし、安心安全の確保と環境負荷の低減に向けたライフスタイルの見直しを促進する取組み

《重点環境プロジェクト》

- (1) 多摩川河川敷の有効活用と協働による管理の推進
- (2) 再生可能エネルギー・省エネルギーなどの普及推進
- (3) 狛江の景観保全・環境美化の推進
- (4) 多摩川流域連携の推進
- (5) 市民の環境活動支援の推進

2. 5つの重点環境プロジェクト

(1) 多摩川河川敷の有効活用と協働による管理の推進

《プロジェクトの背景と方向性》

多摩川は狛江市の環境資源として広く親しまれ、河川敷は市民の憩いの場やレジャー活動、自然体験・学習の場として幅広く活用されています。

他方で、一部の河川敷利用者のマナーの乱れによるごみの不法投棄や騒音などの問題も顕在化し、適切なルールのもとでの利用及び河川環境の保全・管理が求められることとなりました。このようなことから、狛江市では狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例を制定し、環境保全の強化に努めるとともに、河川敷の有効活用について検討を重ねています。

多くの市民が多摩川の価値を実感し、自らの共有財産として守り育て、狛江市の環境まちづくりにつなげていくため、その自然資源の有効活用と市民参加・協働による管理を推進します。

《重点環境プロジェクトの内容》

①参加のきっかけを提供するプロジェクト

市民との協働のもとに、多くの市民が参加する多摩川統一清掃、環境学習イベントなどを開催し、幅広く市民の参加を得ながら、多摩川河川敷を基盤とした環境保全・環境美化・環境まちづくりへの関心の喚起を図ります。

- ・多摩川統一清掃の継続・拡大
- ・水・緑・生き物について学ぶ機会（多摩川河川敷を活用した自然観察会、環境学習など）の提供
- ・水質・植物・生き物生息状況などに関する調査の実施
- ・水辺の楽校の推進・拡大
- ・多摩川を題材とするコンクール（写真・絵画・自由研究・学習企画など）の実施
- ・多摩川河川敷を活用する市民提案活動の募集・活動支援の実施
- ・市民団体による情報発信の促進
- ・環境保全型観光・レジャー資源としての活用の検討
- ・多摩川いかだレースなどのイベントの推進

②継続的な取組みを促進するプロジェクト

市民が日常的に利用できる施設、継続的に学習や観察などができる場の整備・機会の提供を推進します。

- ・親水施設の設置
- ・緑の散策路の充実
- ・ビオトープなど利用者が継続的に訪れることができる拠点の設置

③参加・協働を推進するプロジェクト

市民が多摩川の環境を大切にし、適切な活用や保全活動が広がるよう、市民への周知を促すとともに、市民参加・協働による管理を促進します。

- ・河川敷利用方法の確立と周知
- ・河川敷利用者のモラル向上のための普及啓発
- ・市民参加・協働による管理の促進
- ・市民参加による不法投棄パトロールの推進
- ・さまざまな主体が参加し、話し合うための場づくり

《進捗管理指標》

- ①多摩川を活用した環境学習などのイベント開催数
- ②バーベキューなど及び花火を行った者に対する過料徴収件数
- ③水辺の楽校参加者数
- ④多摩川統一清掃参加者数
- ⑤協働団体数



【多摩川いかだレース】

(2) 再生可能エネルギー・省エネルギーなどの普及推進

《プロジェクトの背景と方向性》

近年、地球温暖化を背景として、低炭素社会の構築が求められており、また、エネルギーを取り巻く状況も急激に変化しています。東日本大震災時には、原子力発電所の事故により柏江市でも電力不足に陥り、節電要請や停電を経験しました。こうしたことから、誰もがエネルギーの使用・選択、そして、今日のライフスタイルについて再考を求められています。

今後ともこのようなことについて考えていくとともに、家庭や事業所における再生可能エネルギー設備の導入、省エネルギーの普及を推進していくことが求められます。

多くの市民・事業者がエネルギーについて考えるための情報提供や環境整備、再生可能エネルギー設備の導入や省エネルギーの促進を行うとともに、既に設備などを導入している市民・事業者などが普及拡大に貢献する仕組みを築きます。

《重点環境プロジェクトの内容》

①参加のきっかけを提供するプロジェクト

市民・事業者などとの協働のもとに、地球温暖化や再生可能エネルギー、省エネルギーに関する情報を発信するとともに、設備導入・実践行動の普及に向けた市民・事業者の活動支援を推進します。

- ・地球温暖化、再生可能エネルギー、省エネルギーに関する情報提供、学習機会の提供
- ・省エネルギー機器などの導入助成
- ・省エネルギーチャレンジコンテストの実施
- ・住宅改修の助成
- ・市民共同発電などに関する情報提供
- ・レンタサイクル・カーシェアリングなどの普及促進
- ・広報などでの市民・事業者の取組み紹介
- ・家庭・事業所における再生可能エネルギー設備導入効果の紹介
- ・公共施設における再生可能エネルギー設備の見学、電気自動車体験乗車会などの実施

②継続的な取組みを促進するプロジェクト

再生可能エネルギー設備の導入や省エネルギーに取り組む市民・事業者の継続的な活動を促進するため、関係団体との連携のもとでエネルギー相談などの支援を行うとともに、継続的なフォローアップを行います。また、人材の発掘、育成を図り、積極的に活用します。

- ・関係団体との連携によるエネルギー相談や学習機会の提供
- ・市民・事業者の取組み・現状などの情報共有、再生可能エネルギー設備導入効果の分析情報の提供
- ・設備導入後の支援
- ・設備を導入した市民を対象とした情報交換の場などの形成

《進捗管理指標》

- ①太陽光発電・太陽熱利用に伴う二酸化炭素削減量
- ②電力消費削減量



【電気自動車】

(3) 狛江の景観保全・環境美化の推進

《プロジェクトの背景と方向性》

狛江市の住宅を中心としたまちなみでは、自然資源や歴史資源とともに街角に点在する緑や花などが良好な住宅都市としての景観を保っています。

狛江市ではこのような狛江市の魅力を市民から募り紹介することで、狛江市の持つ良さを掘り起こすとともに、市民全体で共有し、まちづくりを進めるきっかけとしています。この「狛江のまち一魅力百選」を活かすなどし、景観保全を通じた地域の価値向上を図っていくことが求められています。

他方で、河川への不法投棄や道路へのごみのポイ捨て、違反屋外広告物、放置自転車などは、景観形成を阻害する要因となっています。そのため、清掃活動やポイ捨て防止対策を促進し、清潔で美しいまちづくりを進めていくことが重要となります。

多くの市民が狛江市の身近な魅力を実感し、市民自らの共有財産として守り育て、狛江市の環境まちづくりにつなげていくため、市民参加による美化推進に取り組めます。

《重点環境プロジェクトの内容》

①参加のきっかけを提供するプロジェクト

市民の景観保全や環境美化への関心を高め、主体的な行動を促進するため、象徴的な景観創造プロジェクトを推進するとともに、市民の日常生活における身近な取組みが景観保全に結びつくような仕組みを築きます。

- ・「狛江のまち一魅力百選」の活用
- ・公共用地における「花いっぱい」事業の推進
- ・喫煙マナーアップキャンペーンの実施
- ・景観向上に向けた市民提案機会の拡充
- ・ポイ捨てなどマナー違反行為に対する市民によるパトロール活動の促進
- ・市民協働による清掃活動、地域環境美化活動の市内全域への拡大推進
- ・市民、事業者による身近な場所への緑化の推進
- ・市内ウォーキングツアーの実施
- ・広報などでの取組み紹介

②継続的な取組みを促進するプロジェクト

市民一人ひとりの取組みや、団体活動での取組みなどが相乗効果をもって広がるように取組みの継続や発展を促進する事業を推進します。

- ・庭先「花いっぱい」コンテスト
- ・美化推進町会・自治会、団体などの表彰

《進捗管理指標》

- ①清掃活動におけるごみ・資源回収量
- ②市民提案事業応募数・採択件数
- ③美化・清掃、マナー違反監視活動などの団体数・活動参加者数
- ④協働団体数



【野川美化清掃活動】

(4) 多摩川流域連携の推進

《プロジェクトの背景と方向性》

狛江市は、多摩川を通じて上流域、下流域の自治体とつながっています。水、緑、生態系などの保全に向けて上流域、下流域との連携は重要です。中でも、源流地の山梨県小菅村とは住民交流友好都市として長年に渡って相互に往来・現地体験を重ね、住民同士の交流を深めてきました。狛江市では、環境学習の観点からも学校施設での多摩産材や小菅産材の活用を行っており、今後の多摩産材の活用についても狛江市公共施設の環境整備・ユニバーサルデザイン設置指針及び整備プログラムの中で定めています。

雄大な自然環境を有し、豊富な自然資源に恵まれた山梨県小菅村での体験学習、環境に関連した人材の交流は、市民のライフスタイル見直しのきっかけとして期待できます。今後も流域の資源を活かした環境保全施策を展開していくことが求められます。

《重点環境プロジェクトの内容》

①参加のきっかけを提供するプロジェクト

多摩川流域での自然体験学習・環境保全活動、市内の環境イベントや広報などでの環境交流や流域産材・産品活用事例などの紹介を通じて、多摩川流域連携への市民の関心の喚起、参加機会の提供を図ります。

- ・流域連携による自然体験学習の推進
- ・流域連携による植林・森林保全活動などの推進
- ・市内の環境イベントにおける流域間の環境交流、流域産材・産品活用事例の紹介
- ・広報での情報発信

②継続的な取組みを促進するプロジェクト

山梨県小菅村をはじめとする流域での体験や、流域産材・産品をテーマにした市内での学習成果を、市内での継続的な環境保全行動やライフスタイル、ビジネススタイルの見直しに活かせる環境づくりと機会提供に努めます。

- ・山梨県小菅村をはじめとする多摩川流域との環境に関連した人材の交流・情報交換の促進
- ・植林・森林保全活動成果のカーボンオフセット⁶⁶活用の検討
- ・流域産木材の市内における活用促進、流域産資源活用の検討
- ・流域産の苗木などの市内における植林、植栽
- ・狛江市・山梨県小菅村連動型市民提案活動プログラムの募集・活動支援の実施

⁶⁶ 日常生活や経済活動において避けることができないCO₂などの温室効果ガスの排出について、できるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動（植林・森林保全、再生可能エネルギー事業など）に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方

③参加・協働を推進するプロジェクト

長年に渡って積み重ねてきた山梨県小菅村との住民交流が継続するように活動の支援を行うとともに、その拡大に向けた機会提供を図ります。

- ・住民協働型共催イベントなどの促進
- ・植林した苗木の市民による管理

《進捗管理指標》

- ①山梨県小菅村をはじめとする流域との住民交流事業数
- ②山梨県小菅村をはじめとする流域での自然体験交流などの参加者数
- ③狛江市・山梨県小菅村連動型市民提案活動プログラムの実践数



【多摩川源流体験教室】



（５）市民の環境活動支援の推進

《プロジェクトの背景と方向性》

町会・自治会では、環境班を組織して地域の環境美化や環境保全に取り組んでいるところが多くあります。また、市内には、NPOとして専門的に環境学習や環境保全活動を行っている団体もあります。そのほか、事業所、家庭など日々の暮らしの中で日常的に環境負荷低減に取り組んだり、地域の環境イベントや環境保全活動に参加する市民は数多くいます。

このような市民の主体的な活動を促進し、拡大していくため、個々の団体を横断的に繋ぎ、コーディネートすることにより、強化していくことが求められています。

市民との協働による推進にあたっては、行政の発案による事業に市民の参加を求めるだけでなく、市民の提案に基づいて行政が参加し、協働事業化する方向性も確保しておくことが重要です。また、市民提案に対しての支援も必要です。市民、NPO、コミュニティの環境保全に関する提案に基づく主体的な活動を促進し、狛江市の環境まちづくりを推進するため、市民との協働や市民活動の支援を行う枠組みについて検討していくことが求められています。

《重点環境プロジェクトの内容》

- ・市民主体の身近な環境活動への支援
- ・市民提案事業に関する多様なネットワーク構築の支援

《進捗管理指標》

①環境活動に対する支援件数



【環境月間イベント風景】

第2部
狛江市地球温暖化対策実行計画
(区域施策編)

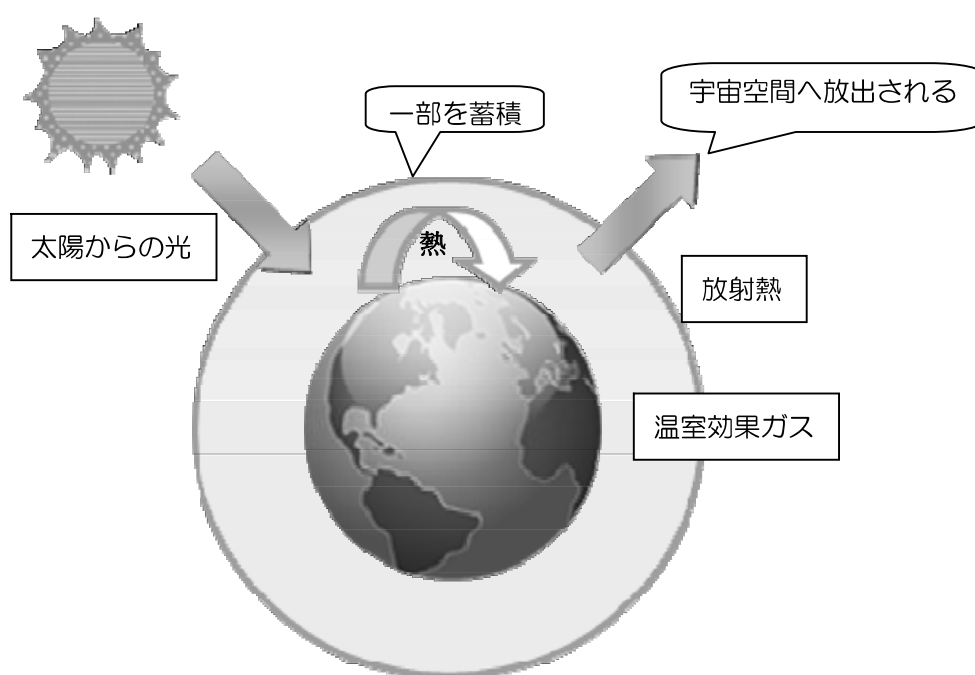
第1章

計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景

①地球温暖化とは

地球温暖化現象は、化石燃料（石炭・石油など）の大量消費による二酸化炭素（以下「CO₂」という。）排出量の増加や、森林伐採による森林などCO₂吸収源の減少により増加した温室効果ガス⁶⁷が地球全体を覆ってしまい、地球から出る赤外線を吸収するために、地球の表面の気温が上昇している現象です。



地球温暖化の進行により地表付近の気温が上昇すると、海水の膨張及び氷河の融解による海面の上昇も引き起こします。こうした気温上昇、海面上昇などがさまざまな異常気象や海流の変化、健康への影響を引き起こすと予測されています。

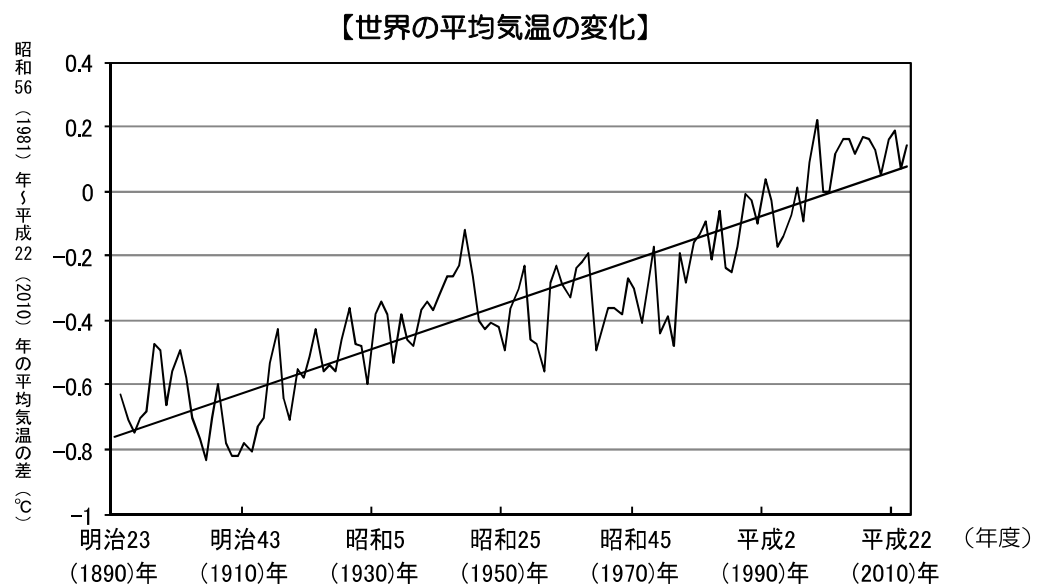
⁶⁷ 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど、地球温暖化の原因となるガスのこと。

②地球温暖化の現状、対策の必要性

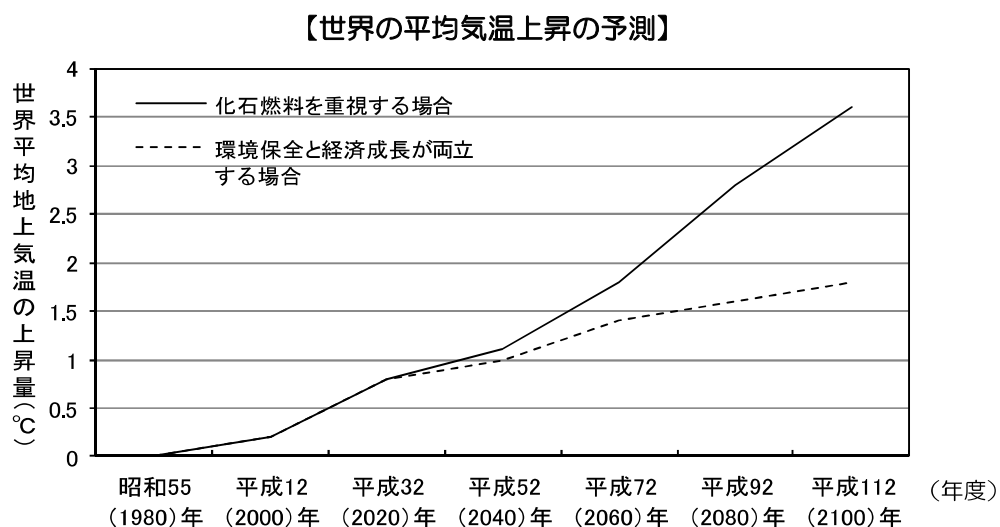
地球温暖化の影響によって明治 39（1906）年から平成 17（2005）年までの 100 年間で世界平均気温は 0.74℃上昇しており、近年ますます温暖化が加速しています。

世界の平均気温の将来予測は、環境保全と経済発展が両立した社会でも 21 世紀末までに 1.8℃上昇すると予測されており、経済発展を重視し、化石燃料を消費する社会では 4.0℃も上昇すると予測されています。

これらの状況を踏まえ、今後、地球温暖化の影響を最小限に抑えるために、より早期の地球温暖化対策の実施が求められています。



出典：IPCC⁶⁸第4次評価統合報告書（2007 年）



※IPCC 第4次評価統合報告書（2007 年）から作成

⁶⁸ 気候変動に関する政府間パネルの略で、気候変動に関連する世界中の科学者で構成される専門家集団

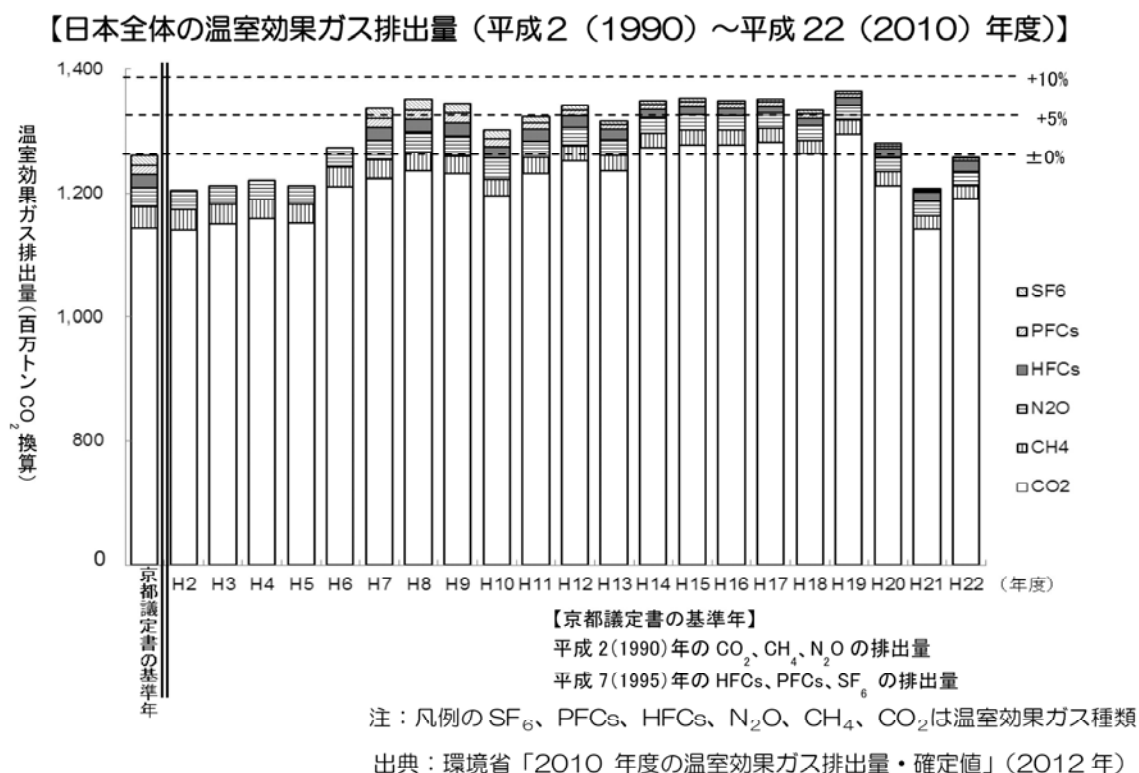
③地球温暖化対策に関する国際動向

地球温暖化対策に関する近年の国際動向として、平成 24（2012）年に開催された国連気候変動枠組条約第 18 回締約国会議（COP18 ドーハ会議）では、温室効果ガスの削減目標を定めた京都議定書の第二約束期間を平成 25（2013）～平成 32（2020）年の 8 年間とし、平成 26（2014）年までに各国の削減目標の引き上げについて検討を続けることなどが決定されました。

④地球温暖化対策に関する国内動向

日本の温室効果ガス排出量の削減目標として、京都議定書では平成 20（2008）年度から平成 24（2012）年度までに京都議定書の規定による基準年度比で温室効果ガス排出量の平均 6%削減が定められています。国内の温室効果ガス排出量をみると、平成 21（2009）年度と平成 22（2010）年度については基準年度の温室効果ガス排出量を下回っていますが、平成 23（2011）から平成 24（2012）年度にかけては原子力発電所の稼働が徐々に減少したため、京都議定書の目標達成は予断を許しません。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故などを契機として、平成 24 年（2012 年）9 月には、国のエネルギー・環境会議が「革新的エネルギー・環境戦略⁶⁹」を発表しており、再生可能エネルギーの拡大を示しています。



⁶⁹ 2030 年代をめざし、原子力依存度をはじめとするエネルギー政策と気候変動防止政策の方針を定めた政府の戦略文書（2012 年 9 月策定）

2. 計画の位置づけと性格

狛江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、第2部において「本計画」という。）は、平成7（1995）年に策定し、取組みを進めてきた狛江市地球環境保全行動計画の理念・目標を引き継いで、前狛江市環境基本計画に含まれていなかった地球温暖化に係る計画を、市民ワークショップにおける検討成果や国内外の動向を踏まえつつまとめたものです。地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）として位置づけます。

また、本計画とは別に市庁舎をはじめとする公共施設における全ての事務・事業を対象とした狛江市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）も策定しています。

3. 計画の目的

地球温暖化対策には、温室効果ガスを削減・吸収する「緩和策」と、温暖化の影響に対して社会システムなどの対応によりその影響の回避・低減を促す「適応策」の両面があります。本計画では、これまで実施してきた緩和策の充実のみならず、適応策もあわせた取組みを計画的に推進することにより市域から排出される温室効果ガスを削減することを目的とします。

現在狛江市は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定義務を負っているわけではありませんが、地球温暖化の緩和策及び適応策に取り組む必要性が増しているため、本計画を策定することとします。

4. 計画の対象範囲

本計画の対象地域は狛江市全域とします。ただし、通過交通など、狛江市以外の人口動態の影響は排出量の将来推計には含まないものとします。

5. 対象となる温室効果ガス

京都議定書で対象としている温室効果ガスは6種類あります。狛江市においては、CO₂以外の5種類のガスをCO₂に換算し推計します。

※CO₂以外の温室効果ガスをCO₂へ換算する際には、東京都環境局「地球温暖化対策報告書作成ツール」を用いています。

ガス種	主な発生源
CO ₂ （二酸化炭素）	石油などの化石燃料の燃焼や廃棄物の焼却、その他電気の使用などによって発生
CH ₄ （メタン）	ボイラーなどでの燃料の使用、下水処理、家畜のふん尿や水田土壌などから発生
N ₂ O（一酸化二窒素）	ボイラーなどでの燃料の使用、廃棄物の焼却に伴うものが多く、笑気ガス（麻酔ガス）の使用においても発生
HFC（ハイドロフルオロカーボン類）	カーエアコンの冷媒などで使用
PFC（パーフルオロカーボン類）	半導体の製造プロセスなどで使用
SF ₆ （六フッ化硫黄）	変電設備などに封入されている電気絶縁ガスとして使用

6. 計画の期間

①計画期間

本計画の計画期間は、上位計画である環境基本計画と同様、原則として平成 25（2013）年度から平成 31（2019）年度までの7年間とします。

社会経済状況や地域の環境状況の変化などにより必要が生じた場合には、見直しを行います。

計画期間	平成 25（2013）年度～平成 31（2019）年度
------	-----------------------------

②目標年次

地球温暖化対策に関する計画は、国際動向や国の計画などと整合を図りつつ、中長期的な視点に立って進めることが必要です。そのため、目標年次は平成 32（2020）年までの中期目標年次、平成 62（2050）年までの長期目標年次の2つとします。

第2章

温室効果ガス排出量の現況推計

1. 排出量推計の手法

本計画における温室効果ガス排出量は、「狛江のかんきょう」作成時に用いるデータを基本として推計しますが、「狛江のかんきょう」で推計していないデータについては、オール東京 62 市区町村の推計データを織り込んで排出量を推計します。

温室効果ガス排出量の算定式

$\begin{aligned} \text{・各温室効果ガス種類ごとの排出量} &= \text{活動量（燃料使用量や電気使用量など）} \\ &\quad \times \text{排出係数（単位使用量あたり発生する温室効果ガス排出量）} \\ \text{・二酸化炭素換算排出量} &= \text{各温室効果ガス種類ごとの排出量} \times \text{地球温暖化係数} \end{aligned}$
--

※算定方法は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に基づいています。

※算定に伴う排出係数は、「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン」(環境省地球環境局、平成 22(2010)年 4 月)に示された値を使用しています。

「狛江のかんきょう」データと「オール東京 62 市区町村」データについては、下の表の網掛けのデータをそれぞれ用います。

【「狛江のかんきょう」／オール東京 62 市区町村の温室効果ガス推計】

比較項目／推計方式	「狛江のかんきょう」	「オール東京 62 市区町村」
算定対象	京都議定書で対象としている温室効果ガス	京都議定書で対象としている温室効果ガス
電力消費量（民生）	東京電力よりデータ提供	各市区町村のデータを集計
ガス消費量（民生・産業）	東京ガスよりデータ提供	各市区町村のデータを集計
LPG／灯油など（民生）	推計なし	世帯当たり支出（家計調査年報）を基に推計 ※家計調査年報の範囲は 23 区
電力・燃料消費量（産業）	電力消費量のみ東京電力よりデータ提供	業種別製造品出荷額×原単位
運輸（ガソリンなど）	推計なし	都で算出した排出量を基本とする

「多摩地域の温室効果ガス排出量」をもとに作成

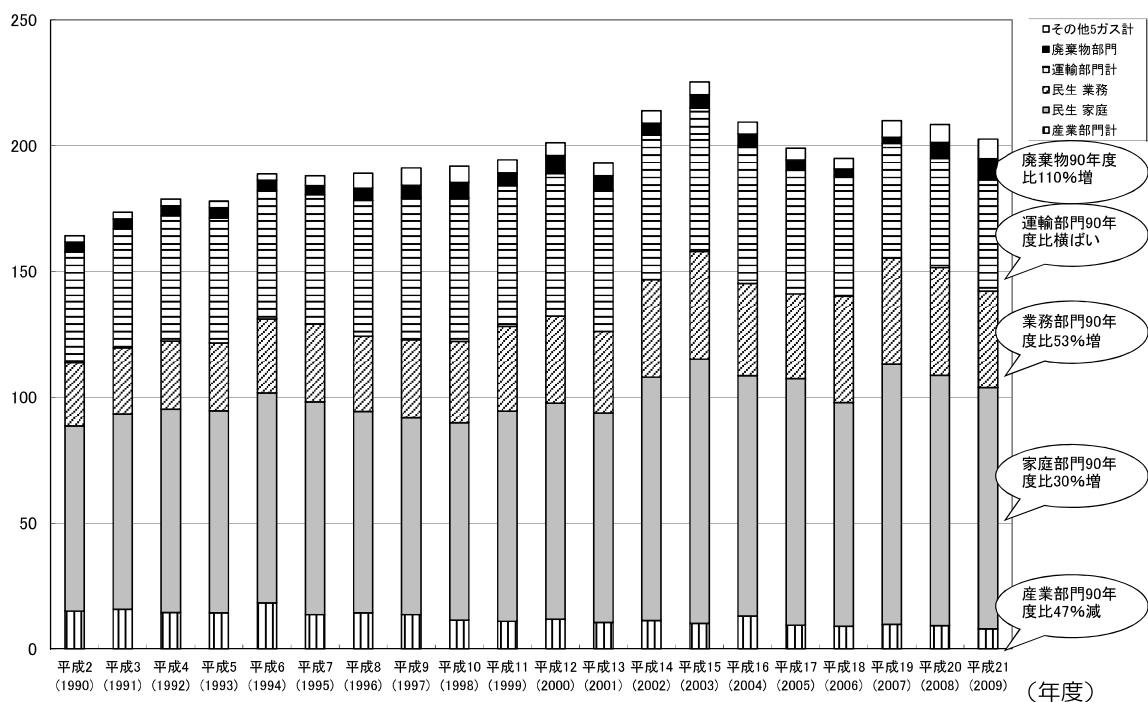
2. 排出量の現状

狛江市における温室効果ガス排出量は、平成2（1990）年度は 16 万 4,200t-CO₂でしたが、平成 21（2009）年度には 20 万 2,600t-CO₂となっており、約 23%増加しています。

温室効果ガスの中で最も多いCO₂について、平成 21（2009）年度時点のCO₂排出量の部門別構成をみると、家庭部門が 49%、運輸部門が 23%、業務部門が 20%、産業部門が 4%、廃棄物部門が 4%となっており、家庭部門が約半分を占め、これに業務部門を加えた民生部門で約 7割を占めています。平成2（1990）年度から平成 21（2009）年度までの増減傾向をみると、この2部門の増加が顕著であり、家庭部門は 30%、業務部門は 53%の増加となっています。一方、産業部門は減少、運輸部門は横ばいとなっています。

【狛江市内の部門別温室効果ガス排出量】

（単位：1,000t-CO₂）



「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990 年度～2009 年度）」（オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」、平成 24 年 3 月）をもとに作成

排出量推計の結果を踏まえると、狛江市における地球温暖化対策の重点部門は業務部門及び家庭部門となります。

業務部門の排出量が大幅に増加した原因は、増加時期に応じて、次のように整理できます。

①1990年代

特に平成5（1993）年度から平成11（1999）年度にかけて、OA機器などの普及を背景とし、床面積当たりのエネルギー消費量が著しく増加しています。

②2000年代

特に平成13（2001）年度から平成15（2003）年度にかけて、原子力発電所停止などを背景として、電力のCO₂排出係数が著しく増加しています。

家庭部門の排出量が増加した原因は、次のように整理できます。

①増加要因のうち、一貫して影響が大きいのは世帯数増加に伴うエネルギー消費増大です。

②その他の要因としては、業務部門と同様、平成15（2003）年度、平成19（2007）年度、平成20（2008）年度は電力のCO₂排出係数増加が目立っています。この3か年はいずれも、地震などを原因とした原子力発電所停止に伴い、火力発電への依存度が高まったことが原因として挙げられます。

第3章

温室効果ガス排出に関する目標設定

1. 基準年度

目標年次における温室効果ガス排出量の削減目標は、推計に使用するデータのうち直近のデータである平成 20（2008）年度を基準年度とします*。

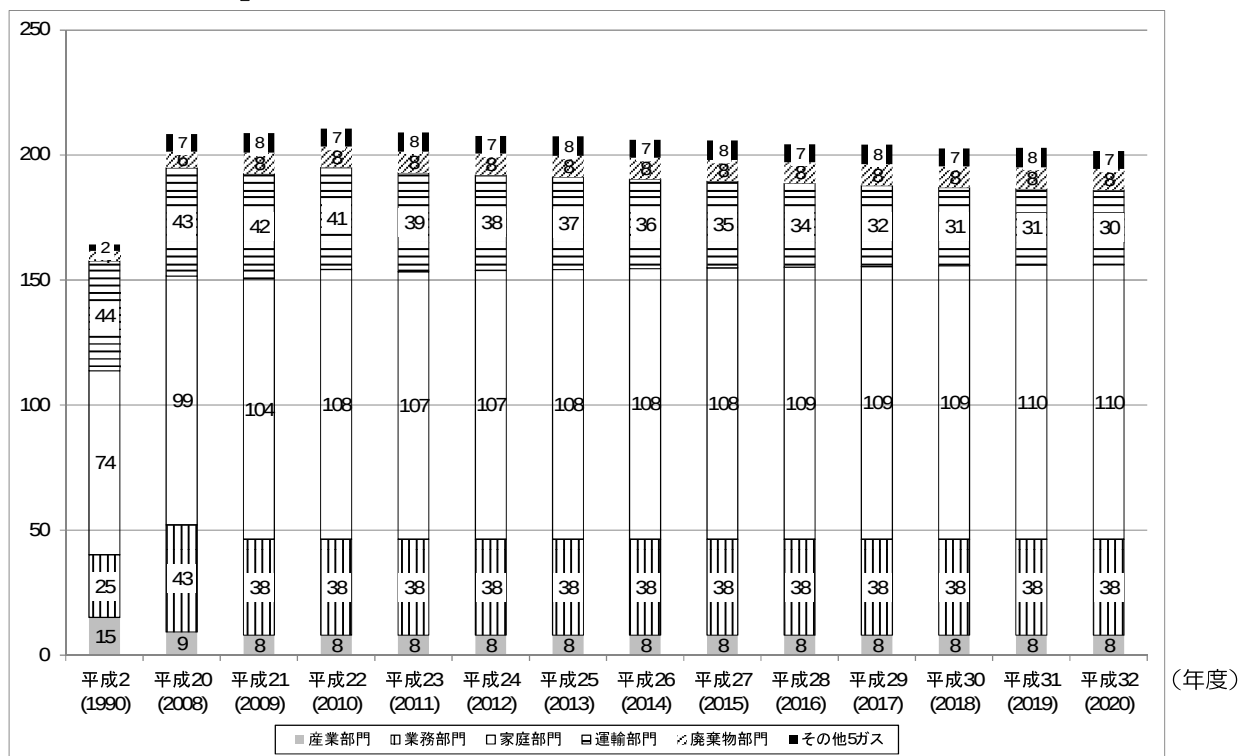
※詳細は資料編「9. 温室効果ガス排出量の将来推計方法」参照

2. 温室効果ガス排出量の将来推計

温室効果ガス排出量の将来推計について、現状以上の対策を特にとらない場合（BAU⁷⁰）、中期目標年次である平成 32（2020）年の排出量は 20 万 1,600t-CO₂となることが予測されます。基準年度である平成 20（2008）年度の排出量 20 万 8,400t-CO₂と比べると、約 3%減少する見込みになりますが、更なる地球温暖化対策が必要となるため、温室効果ガス排出量の削減目標を定めます（詳細は資料編「9. 温室効果ガス排出量の将来推計方法」参照）。

【部門別温室効果ガス排出量推計結果】

（単位：1,000t-CO₂）



出典：平成 2(1990)、20(2008)年はオール東京推計、他は推計

⁷⁰ 英語で「現状の延長」を表す Business As Usual を省略した用語

3. 温室効果ガス排出量の削減目標

【中期目標】

・平成 32（2020）年までに平成 20（2008）年度比で温室効果ガス排出量の 25%削減をめざします。

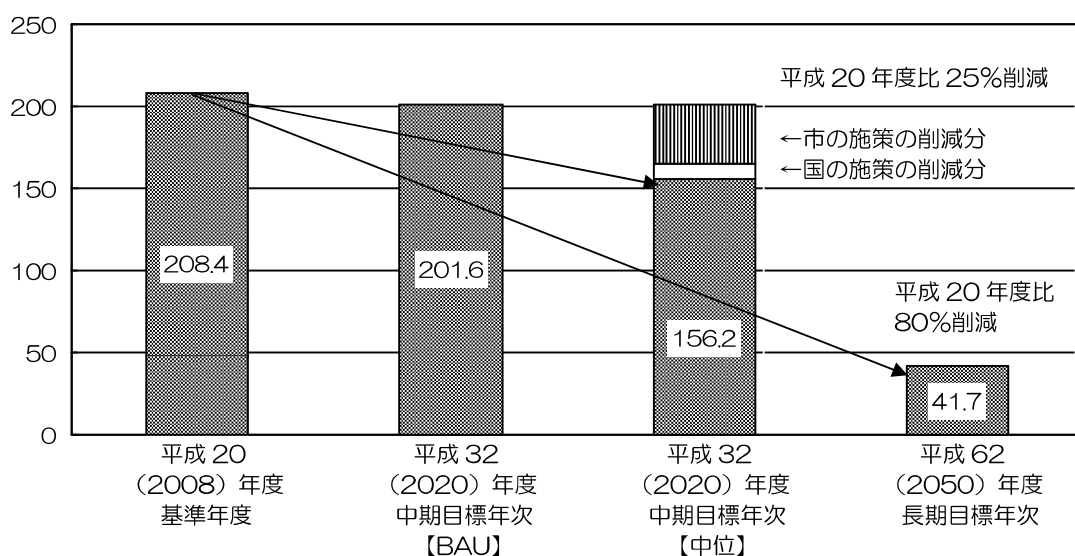
【長期目標】

・平成 62（2050）年までに平成 20（2008）年度比で温室効果ガス排出量の 80%削減を達成できるよう、継続して効果的な温暖化対策の検討を進めます（平成 62（2050）年度の排出量目安：4万 1,700t-CO₂）。

中期目標を達成するために必要な温室効果ガス排出削減量は5万2,100t-CO₂に相当します。そのうち BAU で減少すると予測される 6,800t-CO₂を差し引いた4万5,300t-CO₂のうち、約3万6,700t-CO₂は市の対策を推進することで削減をめざします。さらに、約8,700t-CO₂は、国レベルの対策による削減を見込んでいます。

【温室効果ガス排出削減の目標（中期、長期）】

（単位：1,000t-CO₂）



第4章

具体的な地球温暖化対策・施策

1. 取組みの方向性と施策

環境基本計画の「E. 低炭素・エネルギー」「F. ごみ」の施策体系を踏まえ、本計画における地球温暖化対策・施策を次のように位置づけます。

※環境基本計画の中の、市役所・公共施設・市が実施する公共事業などに関する部分は、狛江市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の中で取り扱うため、ここでは特に取り上げないこととします。

①エネルギー効率のよいまちをめざす（E. 低炭素・エネルギー）

1. 家庭の省エネルギー促進
2. 事業所の省エネルギー促進
3. 公共交通・徒歩・自転車などの選択促進のための環境整備
4. 低炭素型まちづくりの推進

②再生可能エネルギーの利用を促進する（E. 低炭素・エネルギー）

1. 太陽光発電・太陽熱利用設備などの普及促進

③4Rを進める（F. ごみ）

1. 4R推進の徹底

④適正な処理・処分を行う（F. ごみ）

1. エコセメントの利用促進

⑤地球温暖化への適応を検討する（E. 低炭素・エネルギー）

1. 地球温暖化に関する情報収集
2. 地球温暖化への適応に関する方向性の検討

2. 施策内容

①エネルギー効率のよいまちをめざす

1. 家庭の省エネルギー促進

各家庭で省エネルギーに取り組むことで、家庭部門のエネルギー消費量を削減することができます。そのうち、定量的な効果が推計できるものは以下のとおりです。

《定量的な効果が推計できる取組み内容》

取組み	内容
家庭の省エネルギー行動	次のような内容の省エネルギー行動を促進する。 ・エアコンの温度設定を夏は1℃上げ、冬は1℃下げる。 ・テレビの使用時間を1時間短縮する。 ・シャワーの使用時間を1回1分短縮する。 ・冷蔵庫を効率的に使用する（扉の開閉を減らし、壁からの設置距離を適正にするなど）。 ・照明をつけたままにしない。
省エネルギー型家電の普及	エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコン、ガスコンロ、照明器具(蛍光灯)などの電化製品について、平成17(2005)年時点最高性能機種※を基準とし、それ以上の性能を持つ機種を導入する。
高効率給湯器の普及	電力、都市ガス、LPGにそれぞれ対応した平成17(2005)年時点最高効率の給湯器を基準とし、それ以上の性能を持つ給湯器を導入する。
既存住宅断熱リフォーム	暖房負荷を旧省エネ基準レベルから新省エネ基準レベルに削減する。

※電化製品の性能は年々向上していますが、定量的な効果が推計できる最も新しいデータとして、平成17(2005)年度時点の最高性能機種を基準としています。

上の表に記載してある家庭の取組みを促進するために、行政が行う施策を以下にまとめます。

- ・エネルギー消費量を確認できるHEMS（家庭向けエネルギー管理システム）⁷¹などの導入
- ・省エネルギーに関する情報提供や学習機会の設定などの推進
- ・省エネルギーチャレンジコンテスト（世帯ごとにエネルギー消費の削減量を競う）など楽しく省エネルギーに取り組める仕掛けづくり
- ・省エネルギーについて知識のある団体などと連携したエネルギー相談実施の検討

⁷¹ 住宅内の家電・機器などをネットワークでつなぎ、稼動状況やエネルギー消費状況の監視、遠隔操作や自動制御などを可能することによってエネルギー消費量の削減を図るシステム

2. 事業所の省エネルギー促進

各事業所で以下の取組みを進めることで、業務部門のエネルギー消費量を削減することができます。そのうち、定量的な効果が推計できるものは以下のとおりです。

《定量的な効果が推計できる取組み内容》

取組み	内容
事業所の省エネルギー行動	次のような内容の省エネルギー行動を促進する。 ・エアコン温度設定を夏は1℃上げ冬は1℃下げる。 ・パソコンの使用時間を1時間短縮する（昼休み）。 ・昼休みには照明を消す（1時間）。 ・コピー枚数の縮減
省エネルギー型 OA 機器などの普及	エアコン、パソコン、コピー機、ガスコンロ、照明器具（蛍光灯）などの電化製品について、平成 17（2005）年時点最高性能機種※を基準とし、それ以上の性能を持つ機種を導入する。
高効率給湯器の普及	電力、都市ガス、LPGにそれぞれ対応した平成 17（2005）年時点最高効率の給湯器を基準とし、それ以上の性能を持つ給湯器を導入する。
既存事業所断熱リフォーム	暖房負荷を旧省エネ基準レベルから新省エネ基準レベルに削減する。

※電化製品の性能は年々向上していますが、定量的な効果が推計できる最も新しいデータとして、平成 17（2005）年度時点の最高性能機種を基準としています。

上の表に記載してある事業所の取組みを促進するために、行政が行う施策を以下にまとめます。

- ・ISO14001⁷²や ISO50001⁷³、エコアクション、エコステージなど環境マネジメントシステムの導入の支援
- ・エネルギー消費量を確認できるBEMS（建築物のエネルギー管理システム）⁷⁴などの導入の推進
- ・国や都と連携した省エネルギーに関する情報提供や学習機会の設定などの推進
- ・省エネルギーについて知識のある団体などと連携したエネルギー相談実施の検討

⁷² 国際標準化機構（ISO）が定める環境マネジメントシステムに関する世界標準の規格。環境に影響を与える事業活動について、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→見直し（Action）のPDCAサイクルを経ることで、環境に与える負荷を減らし、環境に好影響を与える側面を増やしていく「継続的改善」を図るためのしくみを構築することが中心である。

⁷³ ISO14001 の目的を、省エネ・節電のために置き換えた世界標準の規格

⁷⁴ ビル内の機器・設備などをネットワークでつなぎ、稼動状況やエネルギー消費状況の監視、遠隔操作や自動制御などを可能することによってエネルギー消費量の削減を図るシステム

3. 公共交通・徒歩・自転車などの選択促進のための環境整備

市民、事業者が移動する際に、温室効果ガスを排出する自動車以外の公共交通や自転車などを選択することで、排出量を抑えることができます。そのうち、定量的な効果が推計できるものは以下のとおりです。

《定量的な効果が推計できる取組み内容》

取組み	内容
公共交通・自転車などへのシフト	自動車（自家用車・業務用）の利用を減らす。

上の表に記載してある取組みを促進するために、行政が行う施策を以下にまとめます。

- ・徒歩や自転車で移動しやすい緑道や自転車専用道などの道路整備の推進
- ・温室効果ガス排出量を抑制するため、レンタサイクル（貸自転車）やカーシェアリング（自動車の共同利用）システムの整備の支援

4. 低炭素型まちづくりの推進

地球温暖化に配慮した低炭素型まちづくりを進めることで、市全体の温室効果ガス排出量を抑えることができます。そのうち、定量的な効果が推計できるものは以下のとおりです。

《定量的な効果が推計できる取組み内容》

取組み	内容
街路灯のLED化	市内の街路灯など 4,914 基から、既にLEDを導入した 230 基を除いた 4,684 基を順次LED化する。

上の表に記載してある取組みのほかに、各家庭や事業所で緑を増やすことは植物の蒸散効果や日差しを遮ることで温度上昇を抑えることができるため、植物の種子や苗を配布します。また、夏場の気温上昇の抑制するため保水性舗装の導入を推進したり、走行時に温室効果ガスを排出しない電気自動車用充電器の設置を進めます。

②再生可能エネルギーの利用を促進する

1. 太陽光発電・太陽熱利用設備などの普及促進

太陽エネルギー利用機器などで再生可能エネルギーの利用を進めることで市全体の温室効果ガス排出量を抑えることができます。そのうち、定量的な効果が推計できるものは以下のとおりです。

《定量的な効果が推計できる取組み内容》

取組み	内容
太陽光発電設備の導入	住宅の屋根や事業所の屋根などの空きスペースに太陽光発電設備の導入を進める。
太陽熱利用設備の導入	住宅の屋根や事業所の屋根などの空きスペースに太陽熱利用設備の導入を進める。

上の表に記載してある取組みを促進するために、行政が行う施策を以下にまとめます。

- ・再生可能エネルギーや市民共同発電について知識のある団体などと連携した情報提供や学習会実施の検討
- ・再生可能エネルギーを導入した市民、事業者から体験談や課題などの情報を収集し、それをもとに情報交換の場の設置や導入後の支援の検討
- ・再生可能エネルギーの導入を検討している市民や事業者を対象に、導入施設の見学や取組みを紹介するなど情報提供の検討

③4Rを進める

1. 4R推進の徹底

4Rの取組みを進め、ごみを減量することで、埋立処分量や処理経費を減らすだけでなく、CO₂の排出量も削減できます。また、冷凍空調機器（冷蔵庫、冷凍庫、エアコン）に使用されているフロンガスを適切に回収することで、温室効果ガスを減らすことができます。そのうち、定量的な効果が推計できるものは以下のとおりです。

《定量的な効果が推計できる施策内容》

取組み	内容
ごみの減量に伴うCO ₂ 削減	燃やせるごみの減量、特にプラスチックの減量を進める。
冷凍空調機器の廃棄時におけるフロンガスの適切な回収	・家庭や事業所における冷蔵庫やエアコンからのフロンガス回収を進める。 ・カーエアコンからのフロンガス回収を進める。

④適正な処理・処分を行う

1. エコセメントの利用促進

エコセメント製品を使用することで、通常のセメント製品を製造する時に排出されるCO₂を間接的に削減することができるため、公共事業などでのエコセメント製品の利用を推進します。

⑤地球温暖化への適応を検討する

1. 地球温暖化に関する情報収集

地球温暖化の進行とヒートアイランド現象の双方が原因となって起こる高気温への対処策、熱中症対策に関する情報を収集します。また、地球温暖化の影響は降雨や洪水現象にも現れるため、大量降雨時の下水道における対策、多摩川の洪水対策、大量降雨や洪水に伴う多摩川の水質変化などに関する情報も広く収集します。

2. 地球温暖化への適応に関する方向性の検討

収集した地球温暖化影響に関する情報を踏まえ、「クールシェア」「街なか避暑地」などの猛暑時に市民が避難できる場所の検討を進めます。

3. 施策の実施による定量的効果

①市で実施する主な施策の効果

具体的な取組みのうち、効果を数値で表すことができる取組みの成果について、低位（取組みが緩やかに増加した場合）・中位（取組みが比較的早い場合）・高位（急速に取組みが増加した場合）の3通りの社会を想定した場合での削減見込み量を推計します（次ページ以降の表参照）。

②国で実施する主な施策の効果

①で推計した効果に加えて、国が主体となって実施する施策が狛江市内で効果を発揮する削減分として、以下の3通りのCO₂削減目標を想定します。

なお、国が策定を予定している「地球温暖化対策の計画」では、平成 32（2020）年度までに平成 2（1990）年度比で 15%、20%、25%の3通りのCO₂削減目標が想定されており、現時点では3つのうちどれが選択されるのか明確になっていません。

本計画では、「地球温暖化対策の計画」でどのCO₂削減目標が設定されても本計画が定めた中期目標を達成できるよう、最も低い 15%のCO₂削減目標の場合を想定し推計します。

効果

1. 計測・制御システム（HEMS、BEMS、スマートメーター、省エネナビなど）の導入による省エネ推進

「地球温暖化対策の計画」のCO₂削減目標が 15%の場合、国ではHEMS導入率0%、BEMS導入率 20%を想定されており、効果としては一世帯当たりの温室効果ガス排出量の5%削減、一事業所当たりの温室効果ガス排出量の 10%削減が見込めます。

2. 新築住宅・建築物の断熱化

国の施策では、平成 17（2005）年時点最高の省エネ基準を満たしている新築住宅が平成 32（2020）年までに 100%導入していることが想定されています。

また、現行の最高の省エネ基準を上回る推奨基準を設けることも想定されています。

それにより、住宅分で 960t-CO₂、事業所分で 1,400t-CO₂の削減効果が見込めます。

3. 運輸部門対策

国の運輸部門対策は主に8項目挙げられており、そのうち市の推計に含まれている項目などを除くと、新エネルギー（バイオ燃料）の導入による温室効果ガス削減が想定されています。

それにより、市内自動車登録台数から 4,620t-CO₂の削減効果が見込めます。

③市の施策・国の施策による定量的効果

家庭、事業者での取組みが比較的早い場合（中位シナリオ）、市内での温室効果ガス削減量は約3万6,710t-CO₂であり、市の温室効果ガス削減の中期目標である4万5,300t-CO₂の81%となります。

また、国における施策である「計測・制御システムの導入」、「新築住宅の断熱化」、「運輸部門対策」が実施された場合の8,680t-CO₂は中期目標の19%となり、国と市内の取組み効果を合わせると、市の温室効果ガス削減の中期目標を達成することができます。

《市で実施する施策の定量的効果》（単位：t-CO₂）

分野	施策	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
1. 家庭の省エネルギー促進	家庭の省エネルギー行動 実施市民の割合→CO ₂ 削減量	50% →1,050	75% →1,575	100% →2,100
	省エネルギー型家電の普及 導入世帯の割合 →CO ₂ 削減量 国の施策①を補完※ ¹	25% →4,758	50% →9,515	75% →14,273
	高効率給湯器の普及 導入世帯の割合 →CO ₂ 削減量 国の施策②を補完※ ¹	10% →170	20% →340	30% →510
	既存住宅断熱リフォーム 断熱リフォームを行う住宅の割合 →CO ₂ 削減量 国の施策③を補完※ ¹	10% →300	20% →600	30% →900
	小計	6,278	12,030	17,783
2. 事業所の省エネルギー促進	事業所の省エネルギー行動 実施事業所の割合→CO ₂ 削減量	50% →250	75% →375	100% →500
	省エネルギー型OA機器などの普及 導入事業所の割合→CO ₂ 削減量 国の施策④を補完※ ¹	25% →3,770	50% →7,540	75% →11,310
	高効率給湯器の普及 導入事業所の割合→CO ₂ 削減量 国の施策⑤を補完※ ¹	10% →30	20% →60	30% →90
	既存事業所断熱リフォーム 断熱リフォームを行う既存事業所の割合 →CO ₂ 削減量 国の施策⑥を補完※ ¹	10% →280	20% →560	30% →840
	小計	4,330	8,535	12,740

3. 公共交通・自転車などのシフト 車などの選択促進のた めの環境整備	公共交通・自転車などへのシフト 自家用車の減少割合 →CO ₂ 削減量	10%減 →3,290	20%減 →6,580	30%減 →9,870
	公共交通・自転車などへのシフト 業務乗用車の減少割合 →CO ₂ 削減量	10%減 →80	20%減 →160	30%減 →240
	小計	3,370	6,740	10,110
4. 太陽光発電・太陽熱利用設備などの普及促進	太陽光発電設備の導入 太陽光発電設備（4kW 想定）を 導入した戸建住宅の割合 →CO ₂ 削減量 国の施策⑦を補完※ ¹	10% →1,712	20% →3,424	30% →5,136
	太陽熱利用設備の導入 太陽熱利用設備（集熱器面積3㎡ 想定）を導入した戸建住宅の割合 →CO ₂ 削減量 国の施策⑧を補完※ ¹	10% →486	20% →971	30% →1,457
	太陽光発電設備の導入 太陽光発電設備（10kW 想定） を導入した事業所の割合 →CO ₂ 削減量 国の施策⑨を補完※ ¹	5% →364	10% →728	15% →1,092
	太陽熱利用設備の導入 太陽熱利用設備（集熱器面積6㎡ 想定）を導入した事業所の割合 →CO ₂ 削減量 国の施策⑩を補完※ ¹	5% →83	10% →166	15% →249
	小計	2,645	5,289	7,934
5. 4R推進の徹底	ごみの減量に伴うCO ₂ 削減 廃棄プラスチックの減少割合 →CO ₂ 削減量	10% →848	20% →1,696	30% →2,544
	冷凍空調機器の廃棄時における フロンガスの適切回収 冷媒フロンガスの回収割合 →CO ₂ 削減換算量	15% →1,070	30% →2,140	45% →3,210
	小計	1,918	3,836	5,754
総計（市内街路灯などのLED化※ ² を含む）		18,821	36,710	54,601

※1 国の施策①～⑩は「別表・国レベルの地球温暖化対策の想定」を参照

※2 市内街路灯などのLED化に関しては、どのシナリオにおいても100%実施するものとします。(280t-CO₂の削減効果)

【前提条件】

- ・省エネルギー性能最高機種、高効率給湯器は平成17(2005)年時点の実績値
- ・太陽光発電設備の容量1kW当たりの年間発電量は、936kWh/(kW・年)と想定する。
- ・電気のCO₂排出係数は0.389kg-CO₂/kWhとする(平成20(2008)年実績値)。
- ・太陽熱利用設備の集熱量全量がCO₂削減量(都市ガス換算)に相当と仮定する。

《国における施策の定量的効果》(単位:t-CO₂)

分野	施策	2020年 15%減	2020年 20%減	2020年 25%減
1. 導入による省エネ推進の計測・制御システム	HEMS(家庭用エネルギーマネジメントシステム)を導入する家庭の割合 →CO ₂ 削減量	0% →0	30% →1,481	70% →3,456
	BEMS(建築物エネルギーマネジメントシステム)を導入する事業所の割合 →CO ₂ 削減量	20% →1,700	40% →3,400	60% →5,100
	小計	1,700	4,881	8,556
2. 新築住宅・建築物の断熱化	断熱化に関する現行よりも高い省エネルギー基準を新たに達成する新築住宅の割合 →CO ₂ 削減量	現行基準 80% 新基準 0% →960	現行基準 78% 新基準 22% →2,080	現行基準 68% 新基準 32% →7,280
	断熱化に関する省エネルギー基準を新たに達成する新築建築物の割合(事業所床面積の割合) →CO ₂ 削減量	平成4(1992)年基準 15% 平成11(1999)年基準 85% →1,400	平成11(1999)年基準 100% →2,545	平成11(1999)年基準 100% →2,545
	小計	2,360	4,625	9,825
3. 対策 運輸部門	バイオ燃料の導入量(原油換算kℓ) →CO ₂ 削減量	60万kℓ →4,620	200万kℓ →15,400	200万kℓ →15,400
	小計	4,620	15,400	15,400
総計		8,680	24,906	33,781

【別表・国レベルの地球温暖化対策の想定】

施策項目	国での施策	指標値など	2020年 15%減	2020年 20%減	2020年 25%減
①省エネルギー型家電普及	エアコンの効率改善	フロー効率 (COP 平均値)	冷房時 7.23、暖房時 7.41 (平成 17 (2005) 年は冷房時 5.27、暖房時 5.57)		
	家庭用照明機器の効率改善	照明機器のフロー効率 (高い方が効率的)	166 lm/W (平成 17 (2005) 年は 82 lm/W)		
②高効率給湯器の普及	給湯機器の効率改善	高効率給湯器の販売シェア	65% (COP5.5)	67% (COP5.5)	83% (COP5.5)
③既存住宅断熱リフォーム	既築住宅の改修	既築住宅の一部を一段上の基準に改修 (旧基準前→旧基準、旧基準→新基準) するペース	10 万戸/年 (0.2%/年)	30 万戸/年 (0.6%/年)	50 万戸/年 (1%/年)
④省エネルギー型OA機器などの普及	業務用空調機器の効率改善	空調機器のストック効率	電気中央式：冷房時 5.31、暖房時 3.54 電気個別式：冷房時 4.14、暖房時 2.76 ボイラーなど：0.85		
	業務用照明機器の効率改善	照明機器のフロー効率 (蛍光灯など)	170 lm/W		
⑤高効率給湯器の普及	業務用給湯機器などの効率改善・導入の拡大	給湯機器などのストック量 (万 kW)	ヒートポンプ (HP) 310 潜熱回収型給湯器・ボイラー (LB) 10,300	HP810 LB10,800	HP1,010 LB18,000
⑥既存事業所断熱リフォーム	既築建築物の改修	次世代省エネルギー基準相当まで改修	0.2%/年	1%/年	1%/年
⑦家庭への太陽光発電設備の導入	住宅用太陽光発電設備の導入	住宅用太陽光発電設備のストック	1,650 万 kW (≒550 万世帯)	1,650 万 kW (≒550 万世帯)	2,450 万 kW (≒817 万世帯、全世帯の 15%)
⑧家庭への太陽熱利用設備の導入	住宅用太陽熱温水導入	太陽熱温水器の保有台数	450 万台	750 万台	1,000 万台 (全世帯の 19%)
⑨事業所への太陽光発電設備の導入	非住宅用太陽光発電設備の導入	非住宅用太陽光発電設備のストック量	1,850 万 kW	2,550 万 kW	2,550 万 kW
⑩事業所への太陽熱利用設備の導入	業務部門での太陽熱温水器の導入	機器の普及量 (集光面積)	56 万㎡	94 万㎡	196 万㎡

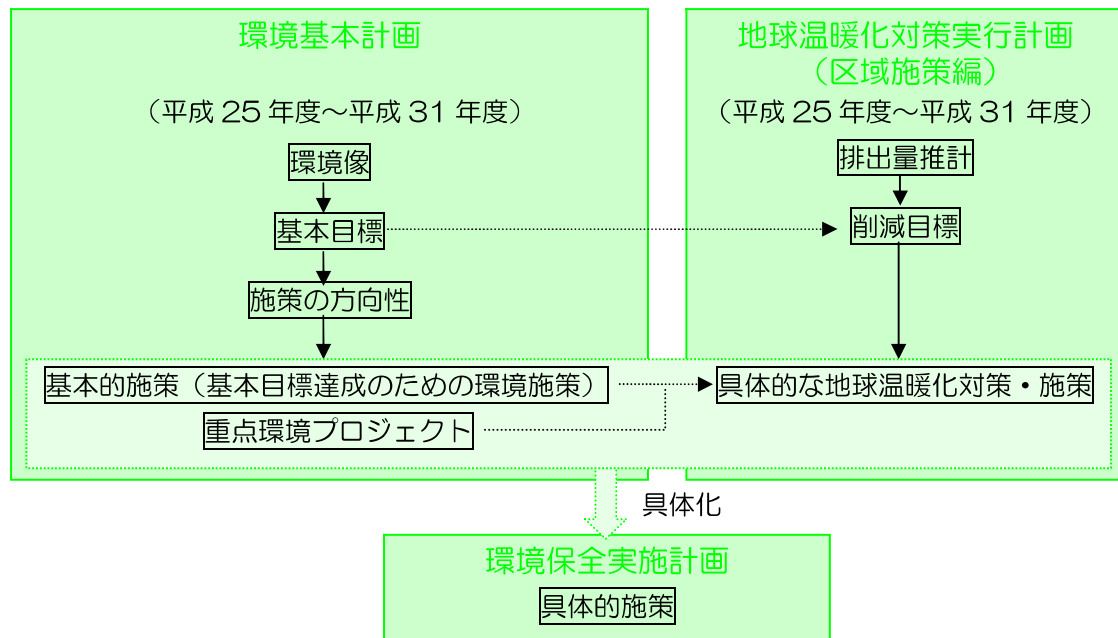
AIM プロジェクトチーム・独立行政法人国立環境研究所「AIM/Enduse [Japan]による
2020 年排出削減に関する検討～対策技術の諸元について～」をもとに作成

第3部
計 画 の 推 進

1. 環境保全実施計画の策定

狛江市では狛江市環境基本条例第 10 条に基づき、狛江市環境基本計画に位置づけた施策内容をより具体化するための計画として、狛江市環境保全実施計画をおおむね 3 年を期間とし策定してきました。今回は狛江市環境基本計画の改定に伴い、狛江市環境基本計画及び狛江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に位置づけた施策について、市民・事業者・行政のパートナーシップのもとで狛江市環境保全実施計画を策定し、推進します。

【環境基本計画・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と環境保全実施計画】



2. 計画の推進・管理体制

粕江市環境基本計画では基本目標「Ⅰ. パートナーシップ」及び重点環境プロジェクトにおいて、市民から提案を募る多様な機会の設定を方向性として示しています。市民による提案の推進により多様な市民の参加、市民と行政との協働を図ります。

また、粕江市環境基本計画の今回の改定に伴い、粕江市環境保全実施計画の構成・推進組織を見直し、より実効性をもった計画及び推進体制の再構成を行います。

粕江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）についても粕江市環境基本計画と一体で推進していきます。

推進組織は表のとおりです。

【粕江市環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進組織】

組 織		役 割	構 成 員
行政の組織	環境基本計画推進本部	総合的な推進を図るため、環境行政全般の全庁的な調整及び進行管理を行う。	副市長（本部長）、部長職
	環境基本計画庁内委員会	環境基本計画に関する検討及び施策の推進、施策事業達成状況の報告などを行う。	環境施策関連課の課長職
市民などの組織	環境保全審議会	市長の附属機関として環境基本条例の規定に基づき、環境基本計画、環境の保全などについての基本的事項などの調査・審議を行う。	市民、事業者、学識経験者、市職員
	環境保全実施計画推進委員会	環境保全実施計画の推進に関わる環境保全の取組みについて、市民・事業者・行政の協働により、パートナーシップの構築を図りながら実践する。	市民、事業者、学識経験者、市職員
	市民ワーキンググループ	環境保全を推進するために必要な調査研究、実践活動を行うとともに、市民に広く活動の普及を図る。	市民、事業者

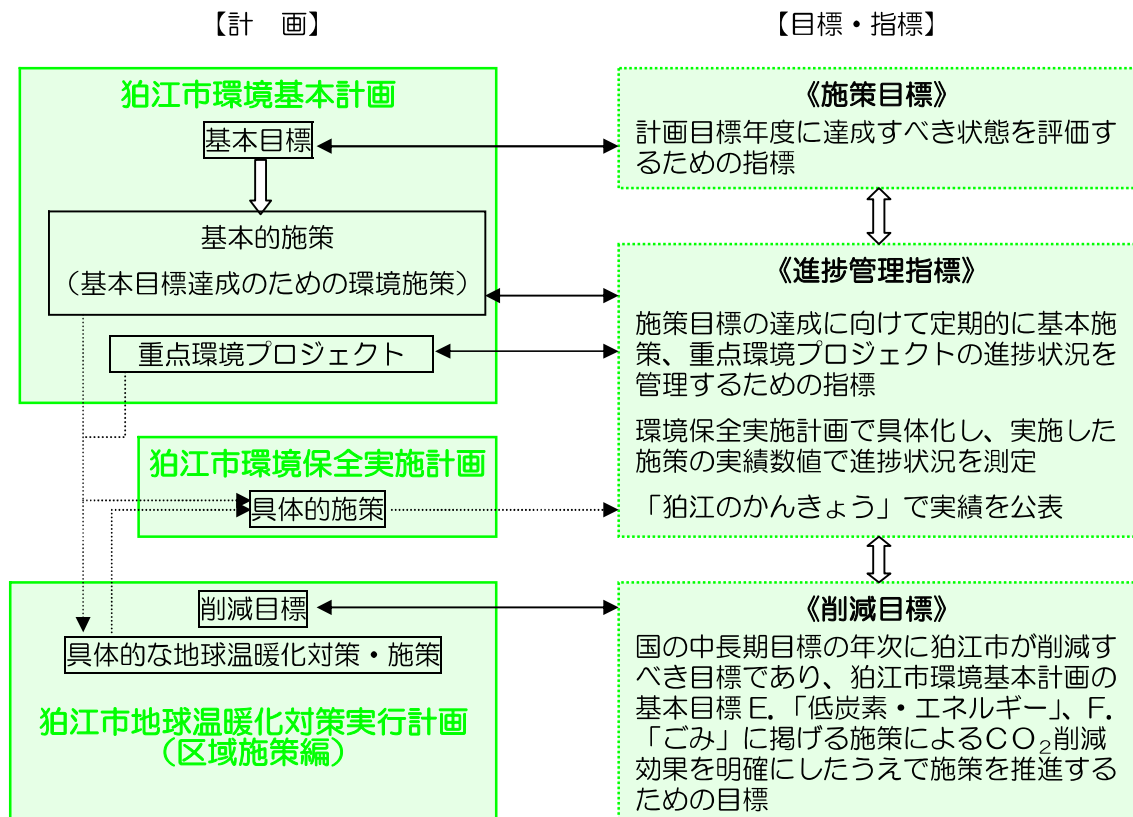
3. 計画の進行管理

狛江市環境基本計画の進行管理にあたっては、計画目標年次において、基本目標A～Iそれぞれに掲げた「施策目標」の達成状況を評価します。また、これまで狛江市環境保全実施計画に位置づける事業に設定していた指標を、狛江市環境基本計画の各基本目標においても「進捗管理指標」として予め設定し、その実績の評価を「狛江のかんきょう」で公表することにより、毎年の進捗管理の強化を図ります。今回の改定で新たに設定した重点環境プロジェクトについても進捗管理指標を設定することで、重点環境プロジェクトの進捗状況を随時点検できるようにし、環境基本計画推進本部が計画の進行管理を行います。なお、進捗管理指標については環境保全実施計画の策定に当たって、施策の具体的内容と実施状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

狛江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）においては、温室効果ガス排出削減量について平成32（2020）年までの中期目標、平成62（2050）年までの長期目標をそれぞれ設定しています。

【狛江市環境基本計画の施策目標と進捗管理指標

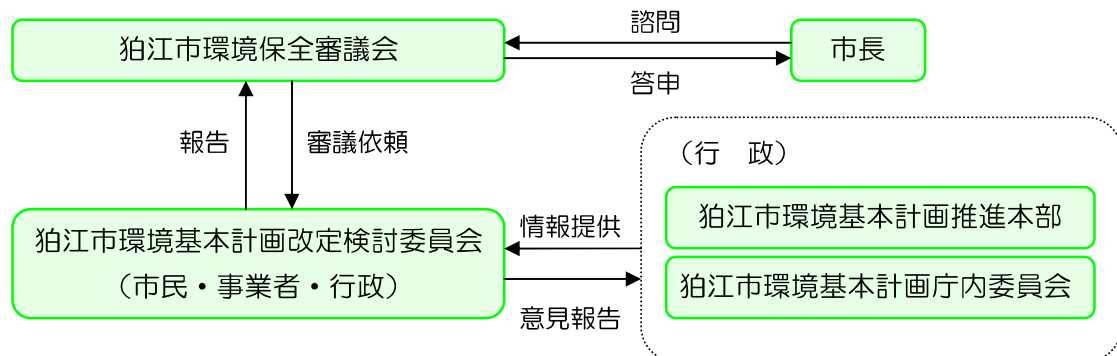
及び狛江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の削減目標】



資料編

1. 計画改定、策定の体制と経過

(1) 環境基本計画改定及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定の体制



(2) 改定、策定の検討経過

① 狛江市環境保全審議会

開催日		内容
平成 23 年度 第 1 回	平成 23 年 4 月 27 日 (水)	狛江市環境基本計画の中間見直しについて(諮問)
第 2 回	平成 23 年 8 月 29 日 (月)	狛江市環境基本計画の改定に向けての調査状況について
第 3 回	平成 23 年 11 月 25 日 (金)	狛江市環境基本計画の改定に向けての調査状況について
第 4 回	平成 24 年 2 月 20 日 (月)	平成 23 年度狛江市環境基本計画の改定に関する調査と検討の 中間報告書(案)について
平成 24 年度 第 1 回	平成 24 年 6 月 11 日 (月)	平成 23 年度狛江市環境基本計画の改定に関する調査と検討の 中間報告書について
第 2 回	平成 24 年 10 月 4 日 (木)	狛江市環境基本計画改定の間答申について
第 3 回	平成 25 年 1 月 22 日 (火)	狛江市環境基本計画改定案及び狛江市地球温暖化対策実行計 画(区域施策編)案について

② 狛江市環境基本計画改定検討委員会

開催日		内容
平成 23 年度 第 1 回	平成 23 年 5 月 31 日 (火)	1. 狛江市環境基本計画の中間見直しについて ①改定に向けたスケジュール ②狛江市環境施策の体系 ③見直しの方向性 ④現計画のフォローアップ調査項目 ⑤調査の概要 ⑥調査結果のアウトプットイメージ

第2回	平成 23 年 10 月 27 日(木)	1.意向調査の調査結果について ①市民アンケート調査結果（単純・クロス集計）について ②事業者アンケート調査結果（単純・クロス集計）について ③自治会アンケート調査結果（単純集計）について ④環境団体アンケート（ヒアリング）調査結果について 2.庁内ヒアリング調査結果について 3.環境基本計画策定上での課題（素案）について
第3回	平成 24 年 1 月 24 日（火）	1.前回委員会の意見と対応について 2.狛江市環境基本計画改定に向けて ①基本事項の整理・課題の整理 ②環境基本計画（改定）骨子（案） 3.各施策の目標像、基本方針について
平成 24 年度 第1回	平成 24 年 5 月 15 日（火）	1.平成 24 年度環境基本計画改定検討委員会の進行方針及び 予定について 2.改定環境基本計画の環境像・環境目標のあり方などについて 3.市民ワークショップの開催について
第2回	平成 24 年 6 月 14 日（木）	1.改定計画総論部分の素案たたき台の修正確認について 2.重点環境プロジェクトについて 3.個別施策の体系化について 4.市民ワークショップの実施状況報告などについて
第3回	平成 24 年 7 月 24 日（火）	1.重点環境プロジェクトについて 2.個別施策の素案作成の検討について 3.地球温暖化対策に関する現状と課題について 4.市民ワークショップの実施状況報告などについて
第4回	平成 24 年 8 月 30 日（木）	1.重点環境プロジェクト・個別施策部分の素案の修正について 2.地球温暖化対策実行計画について 3.市民ワークショップの総括と計画への反映について
第5回	平成 24 年 9 月 26 日（水）	1.改定計画素案の検討について 2.改定計画素案（地球温暖化対策実行計画部分）の検討について 3.市民説明会及びパブリックコメントの実施について
第6回	平成 24 年 12 月 26 日(水)	1.狛江市環境基本計画改定素案及び狛江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案に関するパブリックコメント及び 回答などについて 2.狛江市環境基本計画及び狛江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定案の検討について

※第3回、第5回、第6回の狛江市環境基本計画改定検討委員会において「狛江市緑の基本計画」の改定作業進捗状況を報告することで、狛江市緑の基本計画と内容の整合を図っています。

2. 狛江市環境保全審議会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	田中 充（会長）	
	馬場 健司（職務代理）	
事業者	飯田 美郎	平成 24 年6月 10 日まで
	栗山 光行	平成 24 年6月 11 日から
	栗原 実	
市 民	新井 博子	
	大場 光子	
	加古 厚志	
	櫻井 信吾	
	杉本 一正	
	増田 善信	
	松島 正	
市職員	松本 培夫	建設環境部長

3. 狛江市環境基本計画改定検討委員会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	田中 充（委員長）	
	浦上 健司	
事業者	加藤 慎次郎	
	馬場 健司（副委員長）	
市 民	杉 正	
	土井 伸朗	
	余郷 浩	平成 24 年 5 月 15 日から
市職員	松本 培夫	

4. 狛江市環境基本計画推進本部員名簿

区分	役 職	氏 名	備 考
本部長	副市長	松原 俊雄	平成 24 年 7 月 10 日まで
副本部長	建設環境部長	松本 培夫	
本部員	議会事務局長	松坂 誠	平成 24 年 9 月 30 日まで
		小林 万佐也	平成 24 年 10 月 1 日から
	企画財政部長	水野 穰	平成 24 年 9 月 30 日まで
		石森 準一	平成 24 年 10 月 1 日から
	総務部長	小川 浩志	
	市民生活部長	石森 準一	平成 24 年 9 月 30 日まで
		水野 穰	平成 24 年 10 月 1 日から
	福祉保健部長	小林 万佐也	平成 24 年 9 月 30 日まで
		平林 浩一	平成 24 年 10 月 1 日から
	児童青少年部長	平林 浩一	平成 24 年 9 月 30 日まで
		松坂 誠	平成 24 年 10 月 1 日から
	教育部長	小泉 一夫	

5. 狛江市環境基本計画庁内委員会委員名簿

区 分	役 職	氏 名	備 考
委員長	建設環境部長	松本 培夫	
副委員長	建設環境部環境政策課長	波瀬 公一	
委員	企画財政部政策室長	小川 啓二	
	総務部総務課長	鈴木 朝晴	
	市民生活部地域活性課長	上田 博記	
	建設環境部道路公園課長	遠藤 慎二	
	建設環境部都市整備課長	小俣 和俊	
	建設環境部下水道課長	遠藤 克哉	
	建設環境部清掃課長	新井 五郎	
	教育部指導室長	松田 孝	
	教育部社会教育課長	浅見 文恵	

6. 市民ワークショップの実施概要

(1) 粕江の環境像の実現ワークショップ

趣 旨	粕江市の環境像や重点環境プロジェクトについて、市民参加による検討を合計3回に渡って行い、市民の意見を計画に反映する。
第1回	開催：平成24年6月9日（土） 内容：①学習会（1）粕江市総合計画の内容と粕江の将来像について （講師：企画財政部政策室企画法制担当） ②学習会（2）現行環境基本計画の内容と今回の改定の方角性について （講師：建設環境部環境政策課環境政策係） ③グループワーク：粕江市の環境像や環境目標について考える 参加者：公募市民6名 粕江市環境基本計画改定検討委員会委員3名
第2回	開催：平成24年7月14日（土） 内容：①学習会（1）粕江における環境活動の実践について （講師：粕江市環境保全実施計画推進委員会委員 飯田一昭氏） ②学習会（2）全国の市民環境活動の事例紹介 （講師：法政大学地域研究センター 増原直樹氏） ③グループワーク：市民環境活動の推進について 参加者：公募市民6名 粕江市環境基本計画改定検討委員会委員3名
第3回	開催：平成24年7月28日（土） 内容：①学習会（1）粕江の重点環境プロジェクトについて （講師：法政大学地域研究センター 増原直樹氏） ②グループワーク：重点環境プロジェクトの推進について 参加者：公募市民5名 粕江市環境基本計画改定検討委員会委員3名



(2) 地球温暖化行動ワークショップ

趣 旨	狛江市の地球温暖化対策（緩和策と適応策）について、市民参加による検討を合計3回に渡って行い、市民の意見を地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定検討作業に反映させる。 ※全3回の内、第2回目は専門家による講演と市民との対話を実施した。
第1回	開催：平成24年6月23日（土） 内容：①学習会（1）現行環境基本計画の内容と今回の改定の方向性について （講師：建設環境部環境政策課環境政策係） ②学習会（2）地球温暖化 今、わたしたちにできること（DVD視聴） ③グループワーク：地球温暖化について実感していること、今日分かったこと、実践していること、無駄だと感じていること、専門家に聞いてみたいこと 参加者：公募市民5名 狛江市環境基本計画改定検討委員会委員2名
第2回	開催：平成24年7月7日（土） 内容：専門家による講演と市民との対話「地球温暖化リスクを考えよう フォーラム in こまえ」 ①「これから出てくる温暖化の影響！世界～日本～東京」 （講師：国立環境研究所主任研究員 脇岡靖明氏） ②「環境リスクって何？私たちはどうしたらよいの？」 （講師：大阪大学大学院工学研究科教授 東海明宏氏） 参加者：38名
第3回	開催：平成24年8月4日（土） 内容：①学習会（1）国や自治体の低炭素施策の動向、低炭素な暮らし方（再生可能エネルギー・省エネルギー）、狛江市の重点環境プロジェクト （講師：法政大学地域研究センター 木村浩巳氏） ②グループワーク：地球温暖化について実践してみたいこと 参加者：公募市民5名 狛江市環境基本計画改定検討委員会委員2名

7. 市民説明会、パブリックコメントの実施概要

市民説明会	開 催 : 平成 24 年 11 月 16 日 (金) 午後 2 時～午後 4 時 会 場 : 狛江市役所小田急線高架下分室 103・104 会議室 参加者数 : 3 名 プログラム: ①狛江市環境基本計画改定素案及び狛江市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 素案について ②質疑応答 ③今後の予定について
パブリックコメント	募集方法 : 広報こまえ (平成 24 年 11 月 15 日号) への掲載、狛江市ホームページへの掲載、環境政策課窓口での閲覧 実施期間 : 平成 24 年 11 月 15 日 (木) ～12 月 14 日 (金) 提出資格 : 市内在住・在学・在勤の方及び市内に事業所を持つ法人など 提出先 : 建設環境部環境政策課 提出方法 : 環境政策課への書面による提出、郵送による送付、ファクシミリによる送信、電子メール、狛江市ホームページ専用フォームによる送信 提出者数 : 4 名 意見数 : 18 件

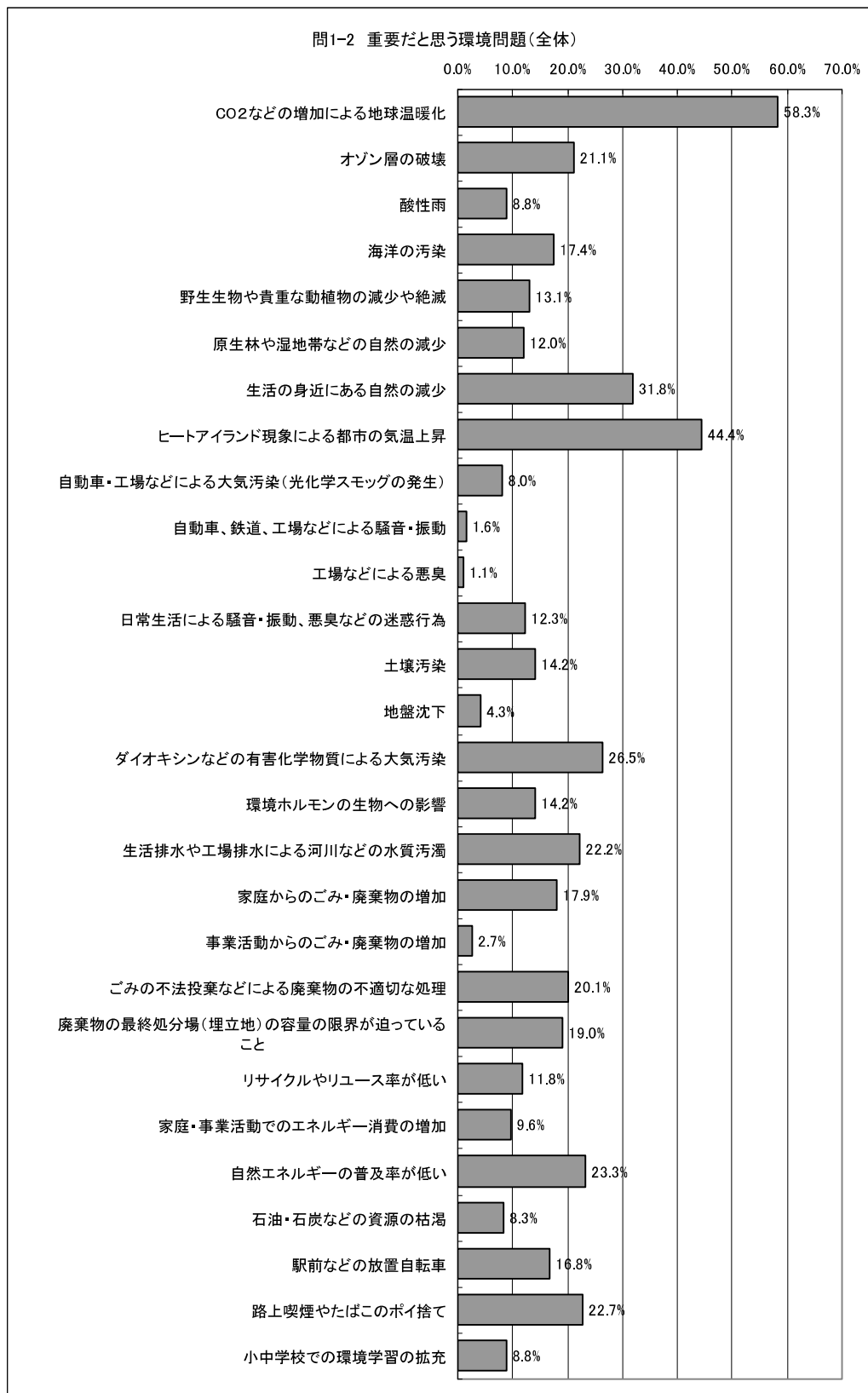
8. 環境基本計画改定などに係る調査の概要

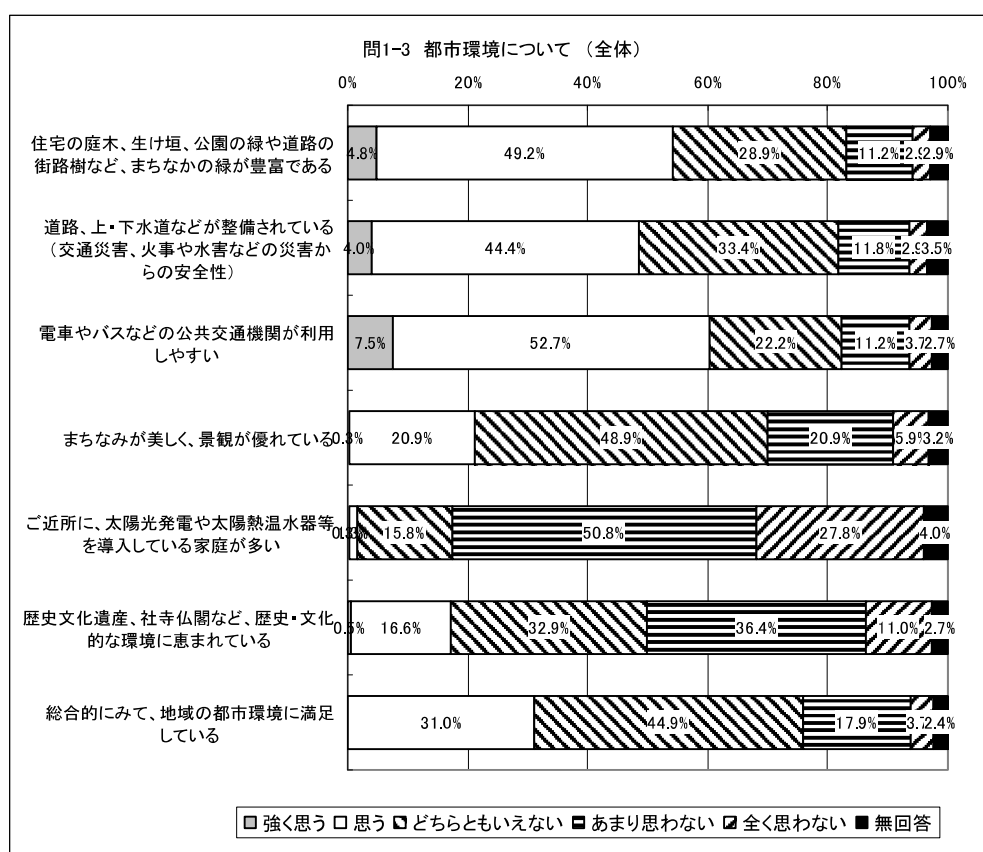
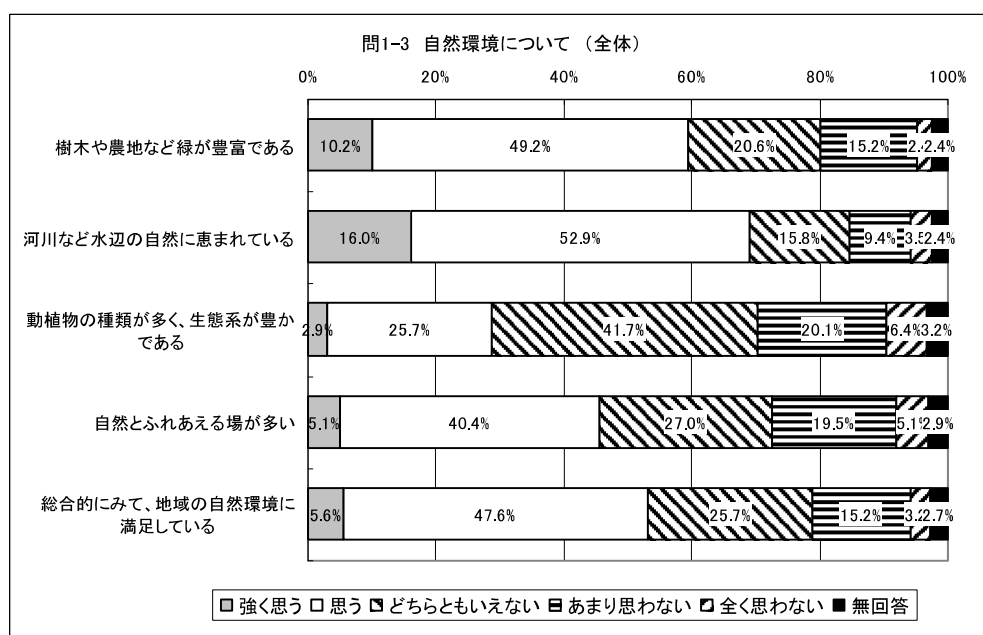
(1) 狛江市環境基本計画市民アンケート

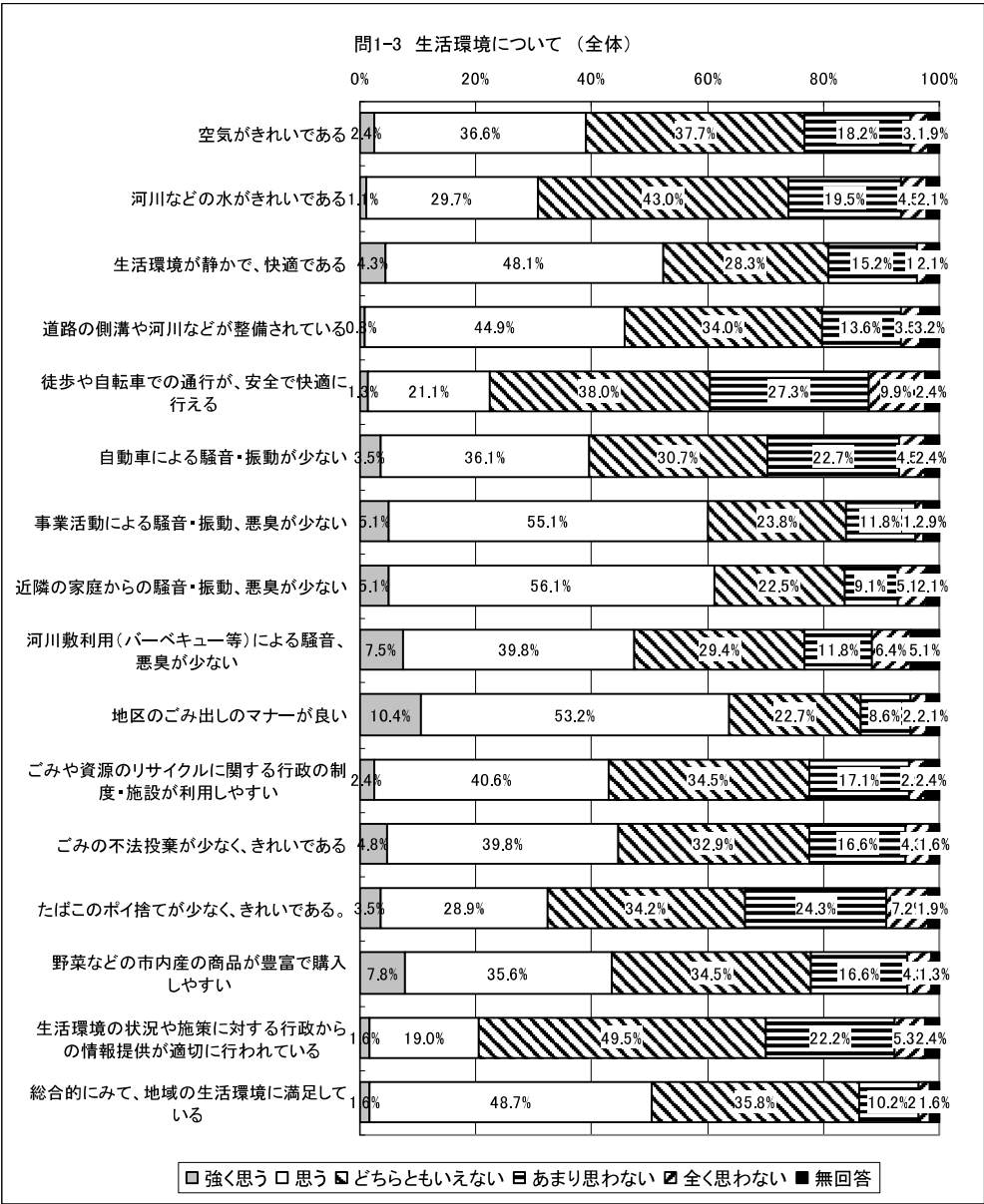
(1-1) 調査概要

- ①調査対象 狛江市在住の 16 歳以上の男女
- ②対象数 1,000 人
- ③抽出方法 無作為抽出
- ④調査方法 郵送配布、郵送回収
- ⑤調査時期 平成 23 年 7 月 1 日 (金) ～7 月 21 日 (木)
- ⑥調査内容
 - ・環境問題全般に対する考え方 (環境に対する考え方、重要だと思う環境問題、地域の環境について)
 - ・「狛江市環境基本計画」や「狛江市環境基本条例」について
 - ・実行している「環境」に対する取り組み
 - ・狛江市の環境面から見た将来像
 - ・狛江市の環境シンボルについて
- ⑦回収結果 374 人 (回収率 37.4%)

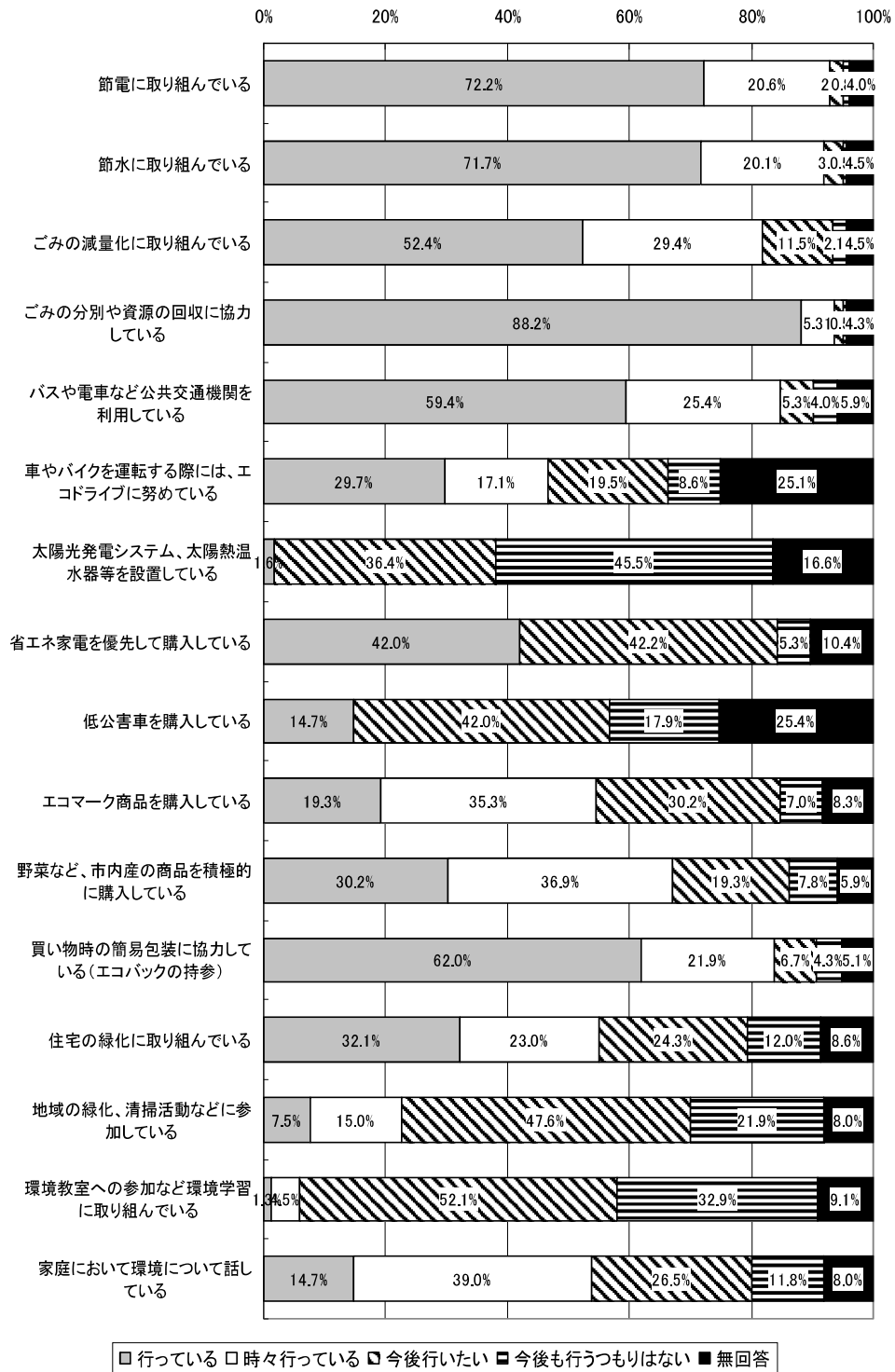
(1-2) 主要調査結果

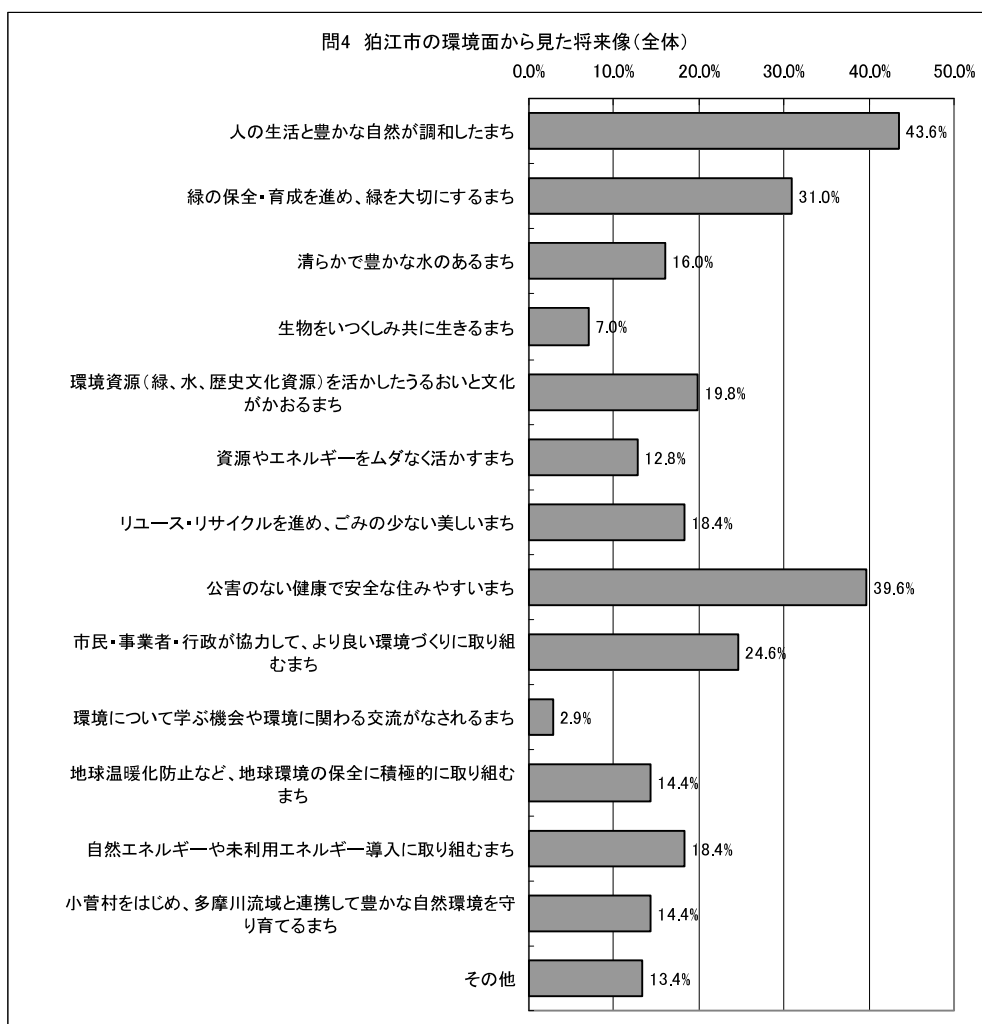






問 3 実行している「環境」に関する取り組み(全体)





(2) 狛江市環境基本計画事業者アンケート

- ①調査対象：事業活動が環境との関連性が高いと思われる業種の市内の事業者
- ②対 象 数：50 事業者
- ③抽出方法：それぞれの業種ごとに市内の事業者を無作為抽出
- ④調査方法：郵送配布、郵送回収
- ⑤調査時期：平成 23 年 8 月 2 日(火)～8 月 16 日(火)
- ⑥調査内容：
 - ・環境問題全般に対する考え方（環境に対する考え方、事業活動を行うにあたり重要だと思う環境問題、狛江市の環境面の評価について）
 - ・環境保全のための取り組み
 - ・狛江市の環境政策について（狛江市環境基本条例、狛江市環境基本計画、狛江市環境基本計画と事業所の事業の関わり、環境保全において狛江市の行政に求めるもの、環境情報の提供について）
 - ・狛江市の環境面から見た将来像
- ⑦回収結果：22 事業者（回収率 44.0%）

（３）狛江市環境基本計画町会・自治会などアンケート

- ①調査対象：狛江市の町会・自治会など
- ②対 象 数：26 町会・自治会など
- ③抽出方法：狛江市の町会・自治会などの代表者を抽出
- ④調査方法：郵送配布、郵送回収
- ⑤調査時期：平成 23 年 8 月 2 日(火)～16 日(火)
- ⑥調査内容
 - ・環境部会・環境委員会などについて(環境部会・環境委員会などの有無、活動内容について)
 - ・今後の環境関連活動の必要性について
 - ・期待される行政からの支援策について
 - ・行政との連携・協働による実験的な事業の実施の可能性について
- ⑦回収結果：23 町会・自治会など（回収率 88.5%）

（４）狛江市環境基本計画環境団体ヒアリング

- ①調査対象：狛江市の環境団体
- ②対 象 数：21 団体
- ③抽出方法：狛江市の環境団体を抽出
- ④調査方法：郵送配布、郵送回収
- ⑤調査時期：平成 23 年 8 月 5 日(金)～8 月 19 日(金)
- ⑥調査内容：
 - ・団体概要（団体名、設立年月日、会員数、NPO 法人格の有無、団体種別、事務所設置形態、財源、平均的な年間財政規模、団体の目的、環境保全活動の形態、活動の主な地理的範囲、主な活動場所、市外の環境団体などとの連携の有無）
 - ・団体の活動状況（現在の活動内容、今後の活動の予定、情報発信の方法、活動の課題、行政に求めるもの）
- ⑦回収結果：17 団体（回収率 81.0%）

（５）狛江市環境基本計画庁内ヒアリング

- ①調査対象：庁内関係各課
 - ②調査方法：調査票事前配布（一部事前回収）の後、各課担当者ヒアリング
 - ③調査時期：平成 23 年 10 月 3 日(月)～10 月 5 日(水)
 - ④調査内容：
 - ・これまでの実績（評価、理由）
 - ・今後の方向性（方向性、理由・修正点、数値目標、推進上の問題点・課題）
- ※狛江市環境基本計画の行政の各施策・事業について、狛江市環境保全実施計画(第 4 期)、狛江市総合基本計画（第 3 次基本構想・前期基本計画）との相違などを事前に整理した上で上記項目を担当課に確認した。

9. 温室効果ガス排出量の将来推計方法

(1) 将来推計の手法

各部門における将来推計の手法を表に記載しています。

部門	推計の概要
家庭部門	世帯類型別のCO ₂ 排出量（類型別世帯数×類型別1世帯あたりのCO ₂ 排出量）の合計 （類型別1世帯あたりのCO ₂ 排出量は平成20（2008）年度の実績値）
運輸部門	車種別のCO ₂ 排出量（車種別登録台数×車種別走行距離×車種別走行距離あたりのCO ₂ 排出量）の合計 （車種別走行距離は平成20（2008）年度の実績値）
産業部門	平成21（2009）年度の実績値を固定
業務部門	平成21（2009）年度の実績値を固定

※産業部門は絶対数が少ないため、業務部門はデータの制約上、平成21（2009）年度の実績値をそのまま固定しています。

家庭部門

家庭部門の推計の手順については、次のとおりです。

①世帯類型の分類

家庭でのCO₂排出量は世帯構成によって大きく異なります。そのため、世帯構成を「ひとり親と子供世帯」「夫婦と子供世帯」「若中年夫婦世帯」「若中年単身世帯」「高齢夫婦世帯」「高齢単身世帯」「その他世帯」の7類型ごとに分類しています。

②類型別世帯数の推計

狛江市が推計している将来世帯数は類型別に分別されていないため、国勢調査の結果を用いて類型別世帯数を推計します。国勢調査のデータとして、平成17（2005）年と平成22（2010）年に実施されたものがあるため、平成17（2005）年から平成22（2010）年の世帯構成変化率をもとに類型別世帯数の将来推計を行います。

【類型別世帯数の実績と将来推計】

(単位：世帯数)

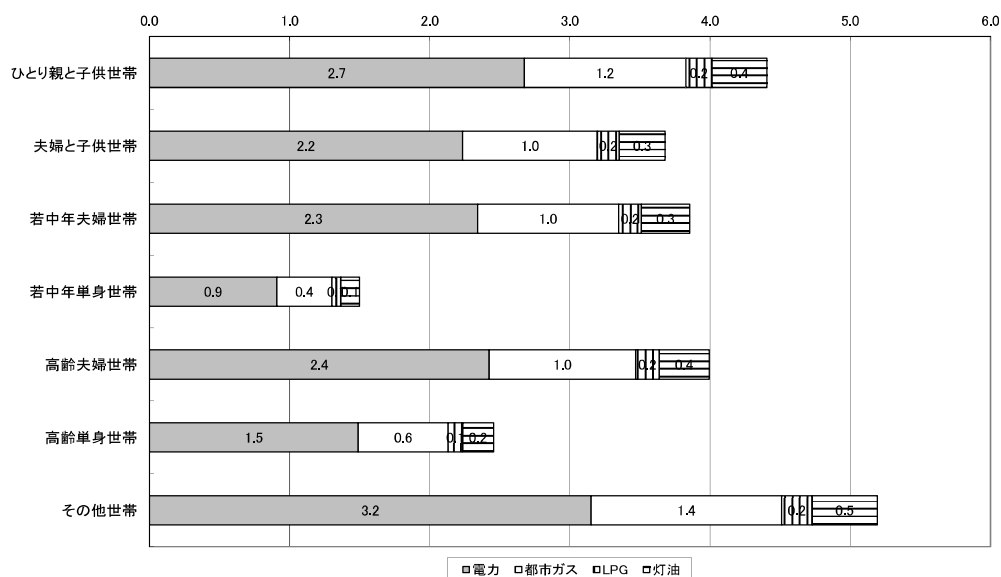
	平成 17 (2005)	平成 20 (2008)	平成 21 (2009)	平成 22 (2010)	平成 23 (2011)	平成 24 (2012)	平成 25 (2013)
世帯数	37,783	37,501	37,700	39,144	38,902	39,136	39,352
ひとり親と子供世帯	2,518	2,609	2,660	2,800	2,821	2,876	2,930
夫婦と子供世帯	9,596	9,152	9,076	9,294	9,108	9,033	8,953
若中年夫婦世帯	3,567	3,402	3,374	3,455	3,386	3,358	3,328
若中年単身世帯	14,104	13,880	13,913	14,405	14,274	14,319	14,357
高齢夫婦世帯	3,178	3,286	3,348	3,522	3,546	3,613	3,679
高齢単身世帯	2,832	3,390	3,602	3,941	4,117	4,343	4,569
その他世帯	1,988	1,782	1,727	1,727	1,650	1,594	1,536
人口(参考)(人)	75,644	76,149	75,995	76,255	77,086	77,088	77,063

	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
世帯数	39,558	39,751	39,940	40,128	40,301	40,467	40,625
ひとり親と子供世帯	2,984	3,038	3,091	3,145	3,198	3,251	3,303
夫婦と子供世帯	8,869	8,780	8,690	8,598	8,502	8,403	8,301
若中年夫婦世帯	3,297	3,264	3,231	3,197	3,161	3,124	3,087
若中年単身世帯	14,390	14,418	14,444	14,470	14,490	14,507	14,520
高齢夫婦世帯	3,745	3,810	3,875	3,940	4,004	4,068	4,132
高齢単身世帯	4,797	5,025	5,254	5,485	5,716	5,948	6,180
その他世帯	1,476	1,416	1,355	1,293	1,230	1,166	1,102
人口(参考)(人)	77,005	76,923	76,831	76,737	76,615	76,475	76,320

③類型別1世帯あたりのCO₂排出量の推計

環境省地球環境局「地方公共団体の二酸化炭素排出量推計手法検討調査報告書」の手法を用いて、類型別1世帯あたりのCO₂排出量を算出します。この推計手法を用いてCO₂排出量を算出できる直近のデータは平成20(2008)年度のものであるため、「狛江のかんきょう」と「オール東京62市区町村」のCO₂排出量のデータについても整合を図り、平成20(2008)年度のものを使用します。

【平成20(2008)年度時点での類型別1世帯あたりのCO₂排出量】(単位：t-CO₂/世帯数)

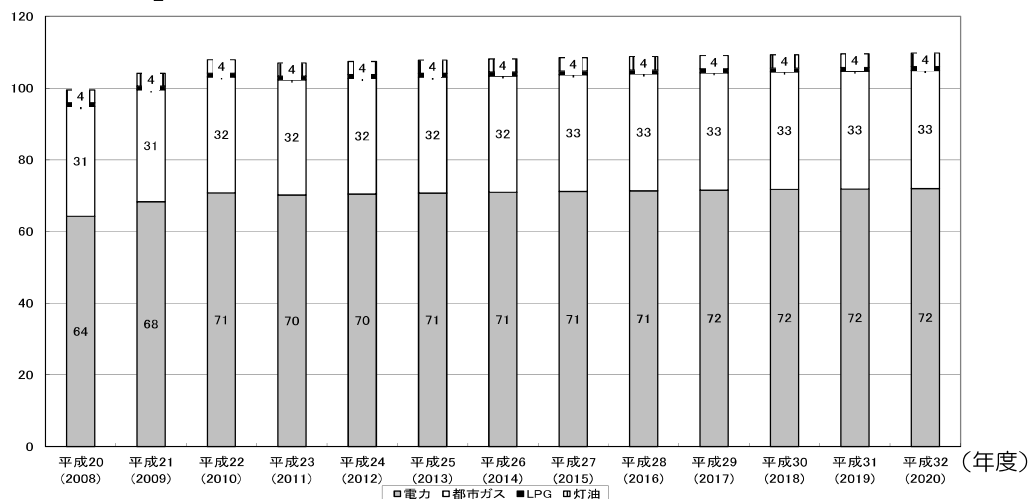


④家庭部門のCO₂排出量の推計

②で推計した類型別世帯数に③で推計した類型別1世帯あたりのCO₂排出量をかけ、世帯類型別のCO₂排出量を算出し、それらを合計することで、家庭部門のCO₂排出量を推計します。

【平成20（2008）年度から平成32（2020）年度までの家庭部門のCO₂排出量将来推計】

（単位：1,000 t-CO₂）



運輸部門

運輸部門の推計の手順については、次のとおりです。

①車種の分類

自動車からのCO₂排出量は車種によって異なります。そのため、「自動車輸送統計年報」などから「バス」「軽貨物」「軽乗用車」「小型貨物」「乗用車」「特殊車」「普通貨物」の7車種に分類しています。

②車種別登録台数の将来推計

狛江市内の車種別の登録台数について、登録台数が増加している車種はそのままのペースで増加し、登録台数が減少している車種はそのままのペースで減少すると仮定し、平成17（2005）年から平成22（2010）年の車種別登録台数の将来推計を行います。

③車種別走行距離の推計

車種別の走行距離については、平成20（2008）年度の実績値をそのまま使用します。

④車種別走行距離あたりのCO₂排出量の推計

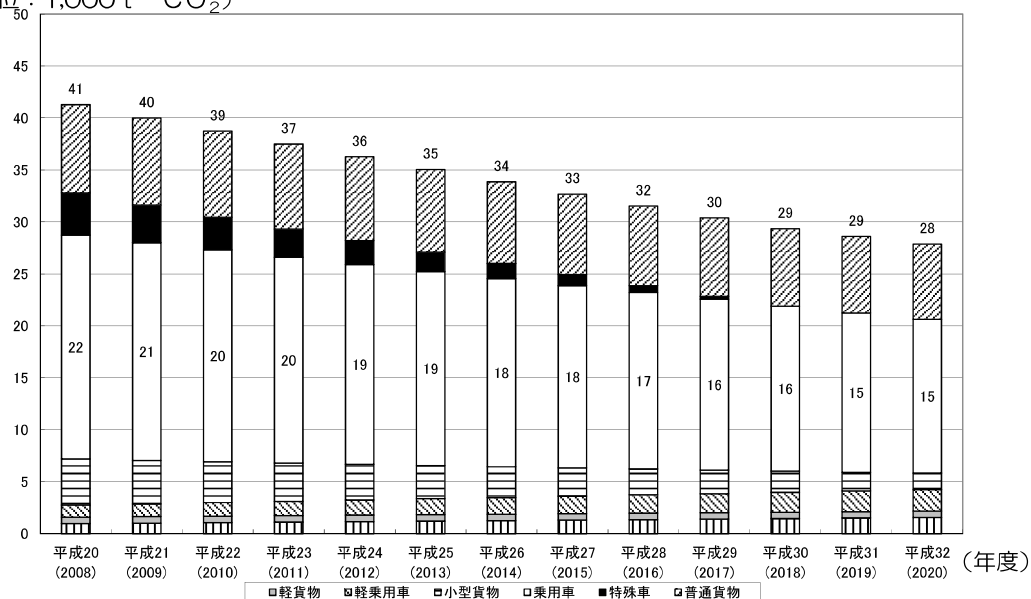
車種別走行距離あたりのCO₂排出量については、平成17（2005）年から平成20（2008）年の燃費向上率をもとに、燃費が向上している車種はそのままのペースで向上すると仮定し、車種別走行距離あたりCO₂排出量の将来推計を行います。

⑤運輸部門のCO₂排出量

②で推計した車種別登録台数に③で推計した車種別の走行距離をかけ、さらに④で推計した車種別の走行距離あたりCO₂排出量をかけ、車種別のCO₂排出量を算出し、それらを合計することで、運輸部門のCO₂排出量を推計します。

【車種別CO₂排出量の将来推計】

(単位: 1,000 t-CO₂)



刊行物番号H24-34

粕江市環境基本計画
粕江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

平成 25 年 3 月

発 行 粕江市

編 集 粕江市建設環境部環境政策課

〒201-8585 粕江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

電話 03-3430-1111(代)

頒布価格 600 円

